

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

分任契約担当官
陸上自衛隊大久保駐屯地
第397会計隊長 八木 健作

1 工事概要

- (1) 工 事 名：大久保（6）243号浴場改修工事
- (2) 工事場所：京都府宇治市広野町風呂垣外1－1 陸上自衛隊大久保駐屯地内
- (3) 工事内容：本工事は、以下の工事を行うものである。
内装改修（浴槽、浴室床、屋根、外装）
- (4) 工 期：令和7年3月31日（月）
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和5・6年度一般競争参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち「建築一式工事」「管工事」のいずれかで級別の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」D等級以上、「管工事」C等級以上のいずれかであること。
- (5) 平成21年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、国内における国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した同種工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計

(以下「評定点合計」という。)が65点未満のものを除く。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）が発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に配置できること。

ア 2級建築施工管理技士（これと同等以上の資格を有する者）

「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

・これと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣等が認定した者で、その旨を契約担当官等へ質疑して問題なく認められた者

イ 平成21年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）が発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

- (8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、近畿中部防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 近畿中部防衛局が発注した「建築一式工事」「管工事」のいずれかのうち、平成31年度以降令和5年度までに完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

- (11) 近畿中部防衛局管轄区域内（富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

- (13) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保証されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

- (1) 担当部局

〒611-0031 京都府宇治市広野町風呂垣外1-1

陸上自衛隊大久保駐屯地 第397会計隊（担当：大久保）

TEL：0774-44-0001（内線365）

FAX：0774-44-0001

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和6年12月25日から令和7年2月5日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前8時30分から午後4時30分まで。

イ 交付場所

陸上自衛隊大久保駐屯地第397会計隊において交付を行う。交付を希望する場合は、事前に電話連絡を行うこと。郵送を希望する場合は、その送料は希望者負担とするので、着払いでの郵送希望を連絡すること。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限：令和7年1月9日（木）午後4時30分

イ 提出方法：陸上自衛隊大久保駐屯地第397会計隊に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールとする。

(4) 入札書の提出期限等

ア 提出期限：令和7年2月5日（水）午後1時00分

イ 提出方法：陸上自衛隊大久保駐屯地第397会計隊に持参又は郵送等する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日 時：令和7年2月6日（木）午前11時00分

イ 場 所：陸上自衛隊大久保駐屯地第397会計隊入札室

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金免除。ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

(3) 契約保証金免除。ただし、銀行、契約担当官が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の保証を付すものとする。

なお、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1以上（予決令第86条の調査を受けた場合は、請負代金の10分の3以上）とし、落札者が契約を履行しない場合の違約金として取扱うこととする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契

約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定主任技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の主任技術者の配置違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の主任技術者の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(10) 請負金額が300万円以上の場合、前金払保証書の寄託を条件として、落札者の申請に基づき、請負金額の10分の4以内（低入札価格調査を受けた者との契約については、請負金額の10分の2以内）で前金払の実施に応じる。

(11) 契約書作成の要否

要。適用する契約条項は、「建築工事請負契約書」とし、特約条項は、「談合等の不正防止に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」とする。

(12) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ。

(13) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(14) 陸上自衛隊の建設工事に係る入札心得書等及び標準契約書の内容を遵守すること。

(15) 契約書以外の書類への押印省略は可能とする。契約書以外の書類への押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入すること。記載された連絡先には、必要に応じ、当方から連絡する場合がある。従来どおり、契約書以外の書類への押印を省略しない場合は、担当者の氏名及び連絡先の記入は不要

(16) 詳細は、入札説明書による。

入 札 説 明 書

陸上自衛隊大久保駐屯地第 3 9 7 会計隊の「大久保（6）2 4 3 号浴場改修工事」に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日 令和 6 年 1 2 月 2 5 日

2 契約担当官等

分任契約担当官 陸上自衛隊大久保駐屯地 第 3 9 7 会計隊長 八木 健作

〒 6 1 1 - 0 0 3 1 京都府宇治市広野町風呂垣外 1 - 1 陸上自衛隊大久保駐屯地

3 工事概要

(1) 工事名

大久保（6）2 4 3 号浴場改修工事

(2) 工事場所

京都府宇治市広野町風呂垣外 1 - 1 陸上自衛隊大久保駐屯地内

(3) 工事内容及び工事範囲

別冊仕様書のとおり。

(4) 工期

令和 7 年 3 月 3 1 日（月）

(5) 使用する主要な資機材

別冊仕様書のとおり

(6) その他

ア 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

イ 本工事は、数量公開の対象工事であり、設計数量を参考数量として公開することとしており、手続きの詳細は、別添「数量公開の説明書」を参照するものとする。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号。以下「予決令」という。）第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和 5 ・ 6 年度一般競争参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち「建築一式工事」「管工事」のいずれかで級別の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」D 等級以上、「管工事」C 等級以上のいずれかであること。

(5) 平成 2 1 年度以降入札公告日までに、建築一式工事、電気工事の元請けとして完成・引渡しが完了した工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 2 0 %

以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）。13.12.19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号（CCP）。19.7.30）、工事成績評定要領について（経施第4404号。21.3.31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27.10.1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号。28.3.31）に基づく工事成績評定通知書（以下「工事成績評定通知書」という。）の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で評定点合計が65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者（個別の工事に応じて、工種別に明示すること。）

- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に配置できること。

ア 2級建築施工管理技士（これと同等以上の資格を有する者）

「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

・これと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣等が認定した者で、その旨を契約担当官等へ質疑して問題なく認められた者

イ 平成21年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である。（原則、着工から完成まで従事している。）

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、その成績が65点未満のものを除く。

ウ 配置予定の主任技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中部防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。以下同じ。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ること

は、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合（共同企業体を含む。）の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下管財人という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合及び上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (10) 近畿中部防衛局管轄区域内（富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (12) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもつ

て法的に保証されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

5 担当部局

〒611-0031 京都府宇治市広野町風呂垣外1-1
陸上自衛隊大久保駐屯地 第397会計隊（担当：大久保）
TEL：0774-44-0001（内線365）
FAX：0774-44-0001

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4(1)、(3)及び(5)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

ア 提出期限

令和7年1月9日（木）午後4時30分まで。

イ 提出方法

持参又は郵送等で提出すること。

ウ 提出場所

上記5に同じ。

- (2) 申請書は、属紙第1により作成すること。

- (3) 資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成21年度以降入札公告日までに工事が完成し、引き渡しが済んでいるものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績（属紙第2）」に記載する工事及び「配置予定の技術者（属紙第3）」に記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア 同種の工事の施工実績

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を、属紙第2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

イ 配置予定の技術者

上記4(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、属紙第3に記載すること。記載する同種の工事の経

験の件数は1件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 工程表（該当者のみ）

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を属紙第4に記載すること。

エ 契約書の写し等（該当者のみ）

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

- (5) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、申請時に提出された返信用封筒により、令和7年1月16日（木）までに通知する。

(6) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 契約担当官は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書等に関する問い合わせ先 上記5に同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和7年1月23日（木）午後4時30分まで。

イ 提出場所 上記5に同じ。

ウ 提出方法 書面（様式は自由）を持参又は郵送等により提出

- (2) 契約担当官等は、説明を求められたときは、令和7年1月24日（金）までに説明を求めた者に対して書面により回答する。

8 入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い質問書を提出すること。

ア 提出期間 令和6年12月25日から令和7年1月16日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時30分から午後4時30分まで。

イ 提出場所 上記5に同じ。

ウ 提出方法 書面（様式は自由）により持参又は郵送等することとし、電送によるものは受け付けない。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧にも供する。

ア 期間 令和7年1月17日から令和7年1月31日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時30分から午後4時30分まで。

イ 場所 上記5に同じ。

9 入札方法等

(1) 入札書は、持参又は郵送等で提出する。

(2) 入札書の提出期限、提出場所等

ア 提出期限

令和7年2月5日（水）午後1時00分まで。

イ 提出場所

上記5に同じ。

ウ 提出方法

入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送等により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示又は同封する。

また、郵送等により提出する場合は、提出期限までに到達するように発送し、発送後速やかに担当部局に電話連絡する。

なお、入札書及び工事費内訳明細書が提出期限までに持参又は到達しない場合には、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金免除。ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金免除。ただし、銀行、契約担当官が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の保証を付すものとする。

なお、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1以上（予決令第86条の調査を受けた場合は、請負代金の10分の3以上）とし、落札者が契約を履行しない場合の違約金として取扱うこととする。

11 工事費内訳明細書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書の書面を提出しなければならない。
- (2) 工事費内訳明細書の作成方法
 - ア 交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあつては規格・寸法、数量）、単位、単価、金額等を記載したものとする。
 - イ 交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。
 - ウ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。
- (3) 工事費内訳明細書の提出方法等
 - ア 提出期限 上記9(2)アに同じ。
 - イ 提出方法 上記9(2)ウを参照。
 - ウ 提出場所 上記5に同じ。
- (4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。
- (5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。
- (6) 工事費内訳明細書の確認の結果、属表第1の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。
- (7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。
- (8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。
この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。
- (9) 工事費内訳明細書は参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

12 開札

- (1) 開札の日時及び場所
 - ア 開札日時 令和7年2月6日（木）午前11時00分
 - イ 開札場所 陸上自衛隊大久保駐屯地 第397会計隊入札室
- (2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、郵便等の入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (3) 開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。
- (4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。
- (5) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から連絡する。

13 入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア 入札公告及び入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 現場説明書及び入札心得書において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札

エ 契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時ににおいて上記 4 に掲げる資格のない者のした入札

(2) (1) の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

14 落札者の決定方法

(1) 予決令第 7 9 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(2) (1) の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 8 5 条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

15 配置予定主任技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の主任技術者の配置違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定主任技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置主任技術者を変更する場合は、上記 4 (7) に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定主任技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

16 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が陸上自衛隊大久保駐屯地第 3 9 7 会計隊で入札日から過去 2 年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、上記 4 (7) に定める要件と同一の要件（4 (7) イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で 1 名現場に配置することとする。

(1) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。

(2) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。

(3) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

17 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。適用する契約条項は、「建築工事請負契約書」とし、特約条項は「談合等の不正防止に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」とする。

18 支払条件

請負金額が300万円以上の場合、前金払保証書の寄託を条件として、落札者の申請に基づき、請負金額の10分の4以内（低入札価格調査を受けた者との契約については、請負金額の10分の2以内）で前金払の実施に応じる。

19 火災保険付保の要否

要。

20 再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記7(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

- (1) 提出期間 令和7年1月24日から令和7年1月31日まで（行政機関の休日を除く。）の午前8時30分から午後4時30分まで。
- (2) 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記5に同じ。

21 関連情報を入手するための照会窓口

上記5に同じ。

22 契約書以外の書類への押印省略

契約書以外の書類への押印省略は可能とする。**契約書以外の書類への押印を省略する場合は、責任者の氏名及び担当者の氏名及び連絡先を記入すること。**記載された連絡先には、必要に応じ、当方から連絡する場合がある。従来どおり、契約書以外の書類への押印を省略しない場合は、担当者の氏名及び連絡先の記入は不要

23 その他

- (1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、現場説明書、入札心得書、契約書案を熟読し、その内容を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は上記6(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置すること。

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊大久保駐屯地

第 3 9 7 会 計 隊 長 八 木 健 作 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

令和 6 年 1 2 月 2 5 日（水）付で入札公告のありました大久保（6） 2 4 3 号浴場改修工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書6(3)アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書6(3)イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書6(3)エに定める契約書の写
（契約書の写の提出を求める場合のみ）
- 4 入札説明書6(3)ウに定める工程表を記載した書面
（工程表の提出を求める場合のみ）

以 上

注1) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、普通郵便料金の切手を貼った長形3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

注2) 4項は提出者のみ記載して下さい。

同 種 の 工 事 の 施 工 実 績（記入例）

会社名 _____

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契 約 金 額	（百万円単位で記入する。）
	工 期	年 月～ 年 月
	受 注 形 態	単体／ J V（出資比率）
工 事 概 要	構 造 形 式	
	規 模 ・ 寸 法	
	使用機材・数量	
	施 工 条 件	（市街地・軟弱地質等）
	そ の 他	
CORINS登録の有無		有（CORINS 登録番号 _____） 無

- 注） 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は契約書の写を添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写を添付すること。

同 種 の 工 事 の 施 工 実 績

会社名 _____

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 ～ 年 月
	受 注 形 態	
工 事 概 要	構 造 形 式	
	規 模 ・ 寸 法	
	使用機材・数量	
	施 工 条 件	
	そ の 他	
CORINS登録の有無		有 (CORINS 登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注し工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写を添付すること。

配 置 予 定 の 技 術 者（記入例）

会社名 _____

項 目		主任技術者又は監理技術者
氏 名		
最 終 学 歴		（学校名、学科名及び卒業年次を記入する。）
法 令 に よ る 資 格 ・ 免 許		（施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。）
工事概要	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 事 場 所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契 約 金 額	（百万円単位で記入する。）
	工 期	年 月～ 年 月
	従 事 役 職	（現場代理人、主任（監理）技術者等の名称）
	工 事 内 容	
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号 _____） 無
申請時に おける他 工事の従 事状況等	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 期	年 月～ 年 月
	従 事 役 職	（現場代理人、主任（監理）技術者等の名称）
	本工事と重複する 場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号 _____） 無

- 注） 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は契約書の写を添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写を添付すること。

配 置 予 定 の 技 術 者

会社名 _____

項 目		主任技術者又は監理技術者
氏 名		
最 終 学 歴		
法 令 に よ る 資 格 ・ 免 許		
工事概要	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 ～ 年 月
	従 事 役 職	
	工 事 内 容	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) 無
申請時に おける他 工事の従 事状況等	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 期	年 月 ～ 年 月
	従 事 役 職	
	本工事と重複する 場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は契約書の写を添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写を添付すること。

工 程 表

工事名 :
会社名 : _____

項目	単位	数量	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月
			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20

■工程管理に対する技術的所見

1 未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合
2 記載すべき事項がかけている場合		数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
3 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
4 その他		他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

工事名：大久保（6）2 4 3 号浴場改修工事

令和6年12月

大久保駐屯地

特記仕様書

第1 工事概要

工事名：大久保（6）243号浴場改修工事

工事場所：京都府宇治市

工期：契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで

工事概要：次のとおり。

No	項目	種別	構造・規模	建築面積	延べ面積	数量	単位	備考
1	243号浴場	改修	RC-1	450.00 m ²	450.00 m ²	1	棟	内部部分改修：約 80 m ²

第2 改修工事仕様

- 1 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の次の仕様書による。

※公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版（以下「改修標準仕様書」という。改修標準仕様書に記載されていない事項は、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版（以下「標準仕様書」という。）による。）

・公共建築木造工事標準仕様書 令和4年版（以下「木造標準仕様書」という。）

- 2 本工事に係る項目（「1 ○○○」と示す。）を適用する。

特記事項で選択する部分については、以下のとおりとする。

- 印の付いたものを適用する。
- 印の付かない場合は、※ 印の付いたものを適用する。
- 印と ※ 印が共に付いた場合は、● 印を適用する。

- 3 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

- 4 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

- 5 特記事項に記載の〈 〉内表示番号は、木造標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

- 6 ㊦ 印は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）の特定調達品目を示す。判断の基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成31年2月8日変更閣議決定）」による。[1.4.1]

ただし、災害等の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督官と協議するものとする。

- 7 改修標準仕様書、標準仕様書又は木造標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令等（条例を含む。）に抵触する場合には、関係法令等の遵守[1.1.13]の規定を優先する。

1 章 改修各章共通事項

1 適用基準等

※公共建築工事標準書式

・
・

2 工事实績情報システム（CORINS）の登録

[1. 1. 4]

請負金額が 500 万円以上の工事を登録の対象とする。

登録期間：契約締結後（工期変更時及び技術者変更時を含む。）及び工事完成後 10 日以内とする。

登録先：（一財）日本建設情報総合センター

3 施工計画書及び施工図

(1) 施工計画書

[1. 2. 2]

品質計画、一工程の施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書を当該工事の施工に先立ち作成し、監督官に提出する。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(2) 施工図等

[1. 2. 3]

施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督官の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。

なお、施工図等の作成に当たっては、計画通知の副本等との確認を行うなどして作成するものとし、疑義が生じた場合は、書面で監督官と協議する。また、計画通知の副本は、現場事務所に保管するものとする。

4 電気保安技術者

(1. 3. 3)

・配置する。 ※配置しない。

配置技術者は、関連工事配置電気保安技術者と同名義としても構わない。

5 施工条件

[1. 3. 5]

※ 現場説明書による。

(1) 作業時間

ア 本工事における作業時間は、現場説明書による。なお、作業期間中の土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を作業不能日として見込んでいる。

イ 本工事における基地等の入出門時間は、現場説明書による。ただし、これを越える時間については、監督官と協議の上実施するものとする。

ウ 在日米軍施設の工事において米国の休日における作業は、監督官と協議の上実施するものとする。

6 施工中の安全確保

[1. 3. 7～10]

工事中、各施設等に損害を与えた場合は、受注者の責任において速やかに復旧すること。また、第三者等に損害を与えた場合には、受注者の責任において補償すること。

受注者は、施工に当たり、次の措置を講ずること。

(1) 仮設物の荷重に対する構造耐力の確保について慎重に検討し、施工計画の内容を現場の作業員等に周知徹底の上、施工すること。

特に、施工経験の少ない工法の仮設については、全社的な管理の下で施工の安全を検討、確認の上、工事を行うこと。

(2) 施工に当たり、施工条件を工事関係者に十分に把握させるとともに作業員等に対して安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全の点検を徹底すること。

7 発生材の処理等

受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）その他関係法令によるほか、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達。平成 14 年 5 月 30 日）、建設工事における再生資源の活用について（防整技第 7405 号。28.4.1）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

本工事の施工により発生する産業廃棄物の処分は、下表のとおり見込んでいる。

なお、現場から受け入れ場所までの運搬距離及び受け入れ費用及び発生概数量を変更する場合は、監督官と協議する。

分別解体等の方法

工 程	作業内容	分別解体等の方法	
		手作業	手作業及び機械作業併用（範囲）
●解体工事	・ 建築設備の取り外し	・	・（※ 図示 〃）
	● 内装材等の取り外し	・	・（※ 図示 〃）
	・ 屋根ふき材の取り外し	・	・（※ 図示 〃）
	・ 外装材の取り外し	・	・（※ 図示 〃）
	・ 上部構造部分の取り壊し	・	・（※ 図示 〃）
	・ 基礎の取り壊し	・	・（※ 図示 〃）
	・ 基礎杭の取り壊し	・	・（※ 図示 〃）
	● その他（ 浴槽取り壊し ）	・	・（※ 図示 〃）
・ 増築工事 ・ 修繕 ● 模様替	・ 造成等の工事	・	・（※ 図示 〃）
	・ 基礎の工事	・	・（※ 図示 〃）
	・ 基礎杭の工事	・	・（※ 図示 〃）
	・ 上部構造部分の工事	・	・（※ 図示 〃）
	・ 外装の工事	・	・（※ 図示 〃）
	・ 屋根の工事	・	・（※ 図示 〃）
	・ 建築設備工事	・	・（※ 図示 〃）
	● 内装等の工事	・	・（※ 図示 〃）
	● その他（ 浴槽 ）	・	・（※ 図示 〃）

再資源化等

（1）本工事の施工により発生する産業廃棄物の処分（又は特定建設資材の再資源化に係る処分）は、以下のとおり見込んでいる。

なお、現場から受入場所までの運搬距離、受入費用及び発生概数量については監督官と協議の上、精算するものとする。

建設リサイクル法に基づく特定建設資材廃棄物で再資源化するもの

特定建設資材 廃棄物の種別	現場から受入場所 までの運搬距離	受入場所での 受入時間帯	受入費用	処分場名称	発生概数量
・ コンクリート（無筋）	Km	8:00～17:00	円/m3		※ 図示
●コンクリート及び鉄から なる建設資材（有筋）	11 Km	9:00～15:30	238 円/10kg	（財）宇治市廃棄物処理公社	※ 図示
・ 木材	Km	8:00～17:00	円/m3		※ 図示
・ アスファルト・コンクリート			円/m3		※ 図示

建設リサイクル法以外の建設廃棄物で再資源化するもの

特定建設資材 廃棄物以外の種別	現場から受入場所 までの運搬距離	受入場所での 受入時間帯	受入費用	処分場名称	発生概数量
●廃プラスチック	11 Km	8:00～17:00	285 円/10 kg	(財)宇治市廃棄物処理公社	※ 図示
・廃せっこうボード	Km	8:00～16:00	円/m ³		※ 図示
●ガラス陶磁器類	11 Km	9:00～15:30	190 円/10 kg	(財)宇治市廃棄物処理公社	※ 図示
・防水アスファルト	Km		円/m ³		※ 図示
・モルタル・ブロック	Km	8:00～17:00	円/m ³		※ 図示
・ボード類	Km	8:00～17:00	円/m ³		※ 図示
・グラスウール保温材	Km		円/m ³		※ 図示
・アスベスト含有成形板	Km	8:00～17:00	円/m ³		※ 図示
・飛散性アスベスト 消耗品(養生シート等)含む	—	—	—		※ 図示
・金属類 (1.0 mm以下)	Km	8:00～16:00	円/ t		※ 図示
●石綿含有産業廃棄物	11 Km	9:00～15:30	476 円/10 kg	(財)宇治市廃棄物処理公社	※ 図示

※木材(縮減)については、建設工事における再生資源の活用について(防整技第7405号。28.4.1)別紙第1による。

(2) 本工事契約後、明らかになったやむを得ない事情により、上記によりがたい場合は、監督官と協議する。

(3) 発生概数量が現場と設計図書で異なる場合は受注者と協議の上、精算するものとする。

(4) 石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等の除去について、発生概数量は発生材の設計数量に加え、消耗品(隔離シートや防護衣など)を含んだ数量とする。

・仮置き等の条件(二次災害のリスクや環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域)

※提出書類等

建設リサイクル法第12条に基づく計画書及び再資源化等を予定している施設の許可証の写しを工事担当科宛てに提出し、説明を行うとともに、同法第13条に基づく契約書記載事項の協議を行う。

- ① 解体工事においては、解体する建築物等の構造
- ② 新設工事等においては、使用する特定建設資材の種類
- ③ 工事着手の時期及び工程の概要
- ④ 分別解体等の計画
- ⑤ 解体する建築物等に用いられた建設資材量の見込み

建設リサイクル法第18条に基づく報告書を監督官に提出し、報告を行う。

- ① 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ② 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ③ 特定建設資材廃棄物の再資源化等の再資源化に要した費用

マニフェストの写しを監督官へ提出する。

建設リサイクル法及び関係法令に係る規模以上の解体、新築、改修等工事である場合、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画について、施工計画書に記載する。

変更に係る協議

本工事契約後に明らかになったやむを得ない事情により、上記条件が変更になった場合は、監督官と協議する。

現場において再利用するもの() [1.3.12]

特別管理産業廃棄物 (※廃石綿 ・PCB含有物 ・R F C) [1.3.12]

引き渡しを要する発生材 (※金属類(1mm超) ・PCB含有物 ・) [1.3.12]

せっこうボードの処理方法 [1.3.12]

石綿含有せっこうボード ※改修標準仕様書9.1.5による。

ひ素・カドミウム含有せっこうボード ・製造業者に処分を委託 ・管理型最終処分場で埋立処分

上記以外のせっこうボード ・最終処分 ・再資源化

8 発生材の保管要領

- イ 発生材保管場所は部隊と充分調整の上、出来るだけ搬出しやすい場所を選定すること。
- ロ 発生材は工事毎に区切って見栄え良く保管し、その工事名の看板（注1）を立て、ロープ、柵等により、厳重に保管すること。更に品名毎（鉄、銅、アルミ、ステンレス等等）に仕分けし、台風等の強風により飛散しないよう心がけ、工事期間中において飛散の可能性があるとは判断した場合は、ネット掛け等により飛散防止処置を行うこと。
- なお、同一工事で発生材調書を複数回に分けて提出する場合は、看板の工事の後に（1／2）、（2／2）と記載し、発生材の保管もそれぞれ区分し保管すること。

注1

白地に黒とする

工 事 名
会 社 名
責任者名

- ハ 発生材は搬出に際しトラックの荷台に積める大きさ（長さ4m×幅2m以下、鉄筋は1～2m四方に丸める）に切断処理し保管すること。
- ニ 下記の鉄くず等については引継ぎしない。
- (1) 鋼製のロッカー及び机 (2) 厚さ1.0mm以下の金属類、トタン、波板鉄板等
- (3) ワイヤー、針金、有刺鉄線、鋼製ネット等
- ホ 発生材保管場所 ※図示（運搬距離：〇〇km）

9 発生材調書の記載要領

- イ 発生材調書に記載するときは、工事名ごとに作成し、鉄、銅、アルミ、ステンレス等の材料ごとに重量（kg）を記入する。
- ロ 発生材調書には数量根拠及び発生材の状況写真を添付することとし以下について留意する。
- (1) 発生材の数量根拠は、トラック計量等による重量計測を原則とし（計量器の校正証明書等を提出すること。）、その証明となる出力データ等及び計量状況写真を添付すること。なお、空車重量測定は計測1回ごとに行うこと。
- （重量計測結果を写真で提出する場合は、数値が読み取れる写真とすること。）
- (2) 鉄くず等の数量根拠は、概ね分類ごとに、材料名及び形状寸法（厚みを必ず記入）並びに単位重量を記載し数量根拠を明確にすること。
- (3) 鉄くずの分類は、（社）日本鉄源協会による「鉄スクラップ検収統一規格」により、ボルト、ナット等の重量についても個別に計上すること。
- (4) 発生材を切断し仮置きした場合、発生材調書には、切断した部材ごとの寸法、及び重量を記載し、写真についても、それぞれ撮影すること。
- (5) 発生材置場での搬入前・搬入後の状況写真をトラック1台ごとに撮影すること。
- (6) 発生材の搬入・集積が全て終了した時点で、最終状況を3～4方向から写真撮影を行うこと。
- ハ 500tを上限として発生材を小分けした場合、発生材調書は小分けした分だけ分冊化する。

10 環境への配慮

（1.4.1）

（1）環境物品等の調達

受注者は、使用する資材（材料及び機材を含む。）のこん包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されたものの使用を積極的に推進するものとする。

（2）化学物質を放散させる建築材料等

本工事の建物内部に使用する材料等は、設計図書及び自衛隊施設及び米軍施設におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制措置及び濃度測定について（防整技第7400号。28.4.1）に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①～④を満たすものとする。

- ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材及び壁紙は、アセトアルデヒド及びスチレンを放散しない又は放散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」の記号区分（JIS、JAS、大臣認定等により指定する「F☆☆☆☆」

等の記号区分) に応じた材料を使用する。

- ② 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
- ③ 接着剤は可塑性（フタル酸ジ-*n*-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を除く。）が添加されていない材料を使用する。
- ④ ①の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ない材料を使用したものとする。

11 材料の品質等

(1.4.2)

- (1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次のア〜カの事項を満たすものとする。

- ア 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
- イ 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
- ウ 安定的な供給が可能であること。
- エ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
- オ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
- カ 販売、保守等の営業体制が整えられていること。

なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督官に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合はこの限りでない。

また、設計図書に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督官の承諾を受けること。

- (2) 製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁平成18年2月15日）に準拠した証明書等を監督官に提出する。
- (3) 工事現場施工のコンクリートに使用するせき板の材料として合板を使用する場合は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁平成18年2月15日）等に準拠した材料とし、グリーン購入法の基本方針に従い、板面表示等により合法性を確認し、監督官に報告する。

12 施工調査

施工数量調査

調査項目 ・ 防水改修 ・ 外壁改修 ・ 塗装改修 ・ [1.5.2]

調査範囲 ※図示 ・

調査方法 ※図示 ・ 目視、テストハンマーによる打診等 ・

調査内容

(1) コンクリート打放し外壁の場合

- ① ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。
- ② コンクリート表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。
- ③ ①及び②の結果を記録し、監督官に提出する。

(2) モルタル塗り仕上げ外壁及びタイル張り仕上げ外壁の場合

- ① 浮き部分を壁面に表示する。また、欠損部の形状寸法等を調査する。
- ② ①以外は、(1) による。

(3) 塗り仕上げ外壁の場合

- ① 仕上塗材等の劣化部分、はく離部分等を壁面に表示する。
- ② 既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。
- ③ ①及び②以外は、(1) 又は (2) による。

調査報告書の部数 (・ 2部 ・ 部)

施工調査を行った数量が設計図書に明示された数量と異なる場合は、監督官と協議する。

また、数量は後日精算する。

既存部分の破壊を行った場合は、破壊以前の状態に復し、補修方法は図示による。 [1.5.3]

13 技能士

※適用する。 ・適用しない。

[1.6.2]

工事種目	技能検定職種	技能検定の作業
仮設工事	とび	とび作業
防水改修工事	防水施工	アスファルト防水工事作業、ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング 防水工事作業 塩化ビニル系シート防水工事作業、セメント系防水工事作業 合成ゴム系シート防水工事作業、FRP 防水工事作業 改質アスファルトシート工法防水工事作業
	建築板金	内外装板金作業
	スレート施工	スレート工事作業
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事作業
	左官	左官作業
	タイル張り	タイル張り作業
建具改修工事	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	ガラス工事作業
	自動ドア施工	自動ドア施工作業
内装改修工事	建築大工	大工工事作業
	内装仕上げ施工	鋼製下地工事作業、プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系床仕上げ工事作業、ボード仕上げ工事作業 木質系床仕上げ工事作業
	建築板金	内外装板金作業
	表装	壁装作業
	左官	左官作業
	タイル張り	タイル張り作業
塗装改修工事	塗装	建築塗装作業
耐震改修工事	鉄筋施工	鉄筋組立作業
	型枠施工	型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
	鉄工	構造物鉄工作業
	とび	とび作業
環境配慮改修工事	配管	建築配管作業

14 石綿含有建材の調査

[1.5.1]

調査

- ・石綿含有建材の事前調査

工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。

貸与資料 特記仕様書第9章による

分析調査 特記仕様書第9章による

15 化学物質の濃度測定

[1.6.9]

※測定する。 ●測定しない。

測定方法

※パッシブサンプリング（パッシブ法、拡散方式）

- ・ポンプサンプリング（アクティブ法、吸引方式）

化学物質の濃度測定実施方法

（1）測定対象物質

ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びブチレンを対象とする。

(2) 測 定

- ① 測定確認濃度は、厚生労働省の指針値（以下「指針値」という。）以下とする。
- ② 測定結果が指針値を超えた場合は、発生源を特定し、対処法を監督官に報告後対応する。
- ③ 対処方法を講じた後、再測定を行い指針値以下の濃度を確認する。
- ④ ②の対処方法を講じる範囲は、測定を実施した室以外も全て行うものとする。
- ⑤ 濃度測定は、測定対象化学物質全てを同時に測定する。
- ⑥ 測定時期は、内装等の施工が終了し、その後十分な換気が行われた状況で測定する。
- ⑦ 中央式空気調和設備等のように換気を行いながら空気調和を行う設備がある場合は、設備試運転終了後、設備の稼働した状況で測定する。
- ⑧ 局所的な換気扇等で常時稼働させないものは、停止させたままとする。
- ⑨ 測定する際は、空気の吹き出し口を避ける。

厚生労働省の指針値

測定対象化学物質	厚生労働省の指針値 (25℃の場合)
ホルムアルデヒド	0.08 p p m (100 μ g/m ³)
トルエン	0.07 p p m (260 μ g/m ³)
キシレン	0.05 p p m (200 μ g/m ³)
エチルベンゼン	0.88 p p m (3, 800 μ g/m ³)
スチレン	0.05 p p m (220 μ g/m ³)

(3) 測定方法

① 30 分間換気

測定対象室の全ての窓及び扉（造付家具、押入等の収納部分の扉を含む。）を開放し、30 分間換気する。

② 5時間閉鎖

①の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造付家具、押入等の収納部分の扉は開放したままとする。

③ 測定

パッシブ型の採取機器を使用して測定を行う場合は、次のイ～ニによる。

イ ②の状態のままで測定する（その他の開口部を開放する場合は、監督官の指示による。）。

ロ 測定時間は、原則24時間とする。

ハ 測定位置は、(2)測定 ⑧の位置を避け、対象室の中央付近のF Lから1.2～1.5mの高さで測定を行う。

ニ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。

注) 1：①②③において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは、停止させたままとする。

2：測定位置を特定する際、三脚の使用や天井からの吊下げ等の方法が考えられるが、合板やパーティクルボードなどの木質系建材を架台等を使用することは、その放散の影響を受けることが想定されるため使用しないものとする。

(4) 測定対象室及び測定箇所数

測定対象施設名	測定対象室名	測定対象室面積・測定箇所数	測定対象室数
		m ² 箇所	室
		m ² 箇所	室
		m ² 箇所	室
		m ² 箇所	室
		m ² 箇所	室
		m ² 箇所	室

16 技術検査

[1.7.2]

(1) 中間技術検査（・適用する。 ※適用しない。）

技術検査要領について（防整技第7408号。28.4.1）に規定する中間技術検査を実施する。

(2) 中間技術検査は、原則として、次に示す施工段階において、実施するものとする。

対 象 建 物 等	実 施 時 期
・	・ 主要構造物が不可視となる埋戻し前 ・ コンクリート打設前（配筋完了時） ・ 躯体完了時 ・ 鉄骨建方完了時
・	・ 主要構造物が不可視となる埋戻し前 ・ コンクリート打設前（配筋完了時） ・ 躯体完了時 ・ 鉄骨建方完了時

(3) 技術検査の検査日は、監督官と受注者が協議の上、決定するものとする。

(4) 受注者は、発注者が技術検査において確認した部位であっても、その後、監督官又は検査官から、是正等の指示があった場合においては、その指示に従うものとする。

17 完成図等

●作成する。 ※作成しない。 [1.8.1～3]

完成図 図面サイズ ●A3 [1.8.2]

ファイル形式 ●PDF ・

提出部数 ●CD-R（正副2部）

完成図の種類及び記入内容 [1.8.2]

※完成図は、原設計図に設計変更及び工事打合せ簿による変更を含めた内容で作成する。

ただし、設計・施工一括発注方式による部分は、発注者の承認を受けた設計図を原設計図として完成図を作成する。

・改修標準仕様書 表1.8.1による。

・

CADデータ ・貸与する。 ・貸与しない。 [1.8.2]

完成図CADデータ ※提出する。 ・提出しない。

ファイル形式 ※DXF及びJWW ・

電子記憶媒体 ※CD-R ・

施工図及び施工計画書の提出について [1.8.2]

(1) 施工図及び施工計画書として、次のものを提出する。

鉄筋配筋図、コンクリート躯体図、鉄骨製作図、建具製作図、その他監督官が必要と判断するもの

(2) 本工事に係る施工図の著作権の権利は、当該建物における使用に限り、発注者に移譲するものとする。

(3) 提出部数は、施工図の図面（1部）及び施工計画書（1部）とする。

18 保全に関する資料

[1.8.1][1.8.3]

提出部数 ※各2部 ・ 部

保全に関する資料は、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室制定「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」を参考に作成する。

19 特別な材料の工法

改修標準仕様書及び標準仕様書に記載されていない特別な材料の施工方法については、材料製造所の指定する工法とする。

20 木材利用の促進

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第7条第2項第4号及び「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年農林水産省、国土交通省告示第

3号)」第4の規定に基づき定められた防衛省が整備する建築物における木材の利用の促進のための計画について（防整施（事）第220号。30.6.7）を踏まえ、木材利用（仕上材、下地材等）の促進等に有効な提案がある場合は、監督官と採用について協議できるものとする。

21 排出ガス対策型建設機械 ㊦

本工事において、下表に示す建設機械を使用する場合は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）に基づく技術基準に適合する機械又は「排出ガス対策型建設機械指定要領」（建設省経機発第249号。平成3年10月8日）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定」（平成18年国土交通省告示第348号）若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（国総施第215号。平成18年3月17日）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、別途監督官と協議するものとする。

機種	バックホウ、トラクタショベル（車輪式）、ブルドーザ、発動発電機（可搬式、溶接兼用機含む）、空気圧縮機（可搬式）、油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引拔機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ、ホイールクレーン
備考	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5KW以上 260KW以下）を搭載した建設機械に限る。

22 低騒音型 ㊦・低振動型建設機械

本工事の施工に当たっては、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年建設省告示第1536号）に基づく低騒音型・低振動型建設機械として指定された建設機械を使用するものとする。ただし、低騒音型・低振動型建設機械を使用できない場合は、別途監督官と協議するものとする。

23 設備工事との取り扱い

工事区分			建築	設備
開口部及び貫通部	S、SRC造 梁の貫通部	補強及びスリーブ	※	・
	RC造 梁の貫通部	補強	※	・
		スリーブ	・	※
	RC造 床及び壁の貫通部	補強	※	・
		スリーブ	・	※
		型枠	※	・
	デッキプレートの貫通部	補強	※	・
		切り込み	・	※
	軽量鉄骨下地天井及び壁の開口部	補強	※	・
		補強を要する切り込み	※	・
		補強を要しない切り込み	・	※
穴埋め補修		・	※	
墨出し		・	※	
機器の基礎	屋内配置		※	・
	屋上配置（架台、アンカーボルト除く。）		※	・
	屋外設置（架台、アンカーボルト除く。）		※	・
	架台、アンカーボルト		・	※
	特記した基礎		・	・
外部取付ガラリ（ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む。）			※	・
換気扇の取付枠			※	・

床下水槽のマンホール蓋	※	・
流し台（排水トラップ）	※	・
湯沸室の排気フード	・	※
床、点検口	※	・
オイルサービスタンクの防油堤	※	・
駆動装置が電動の建具類の二次配線及び操作スイッチ	※	・
自動閉鎖装置取付箇所の切り込み補強	※	・
	・	・

設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督官の承諾を受ける。

24 工事の記録

[1.2.4]

工事写真の撮影対象 ※工事概要記載工事種目全て
次のものを監督官に提出する。

分類	規格	部数	備考
着工前	サービス版(89×127 mm)	各 1 部	以下を提出する。 電子記憶媒体 ※DVD-R・ ファイル形式 ※J P E G ・ 提出部数 ※1 部 ・
工事中	(カラー)		
完成時	外部 四つ切り(254×305 mm) 内部 キャビネ版(120×165 mm) (カラー)		

国土交通省大臣官房営繕部監修「営繕工事写真撮影要領（令和5版）」を参考に整理する。

25 設計図の製本等

契約時及び設計変更契約時に、下記の設計図を監督官に提出する。

設計図	製本	部数
設計図	※A-4 折り製本	部
	・二つ折り製本	部
	・A-4 折り（バラ）	部
設計図の縮小版	・A-3 版第二原図	部
	※A-4 版製本	部
	・A-4 折り	部
PDFデータ	●CD-R又はDVD-R	2 部

26 火災保険等

火災保険契約等を締結し、証券の写しを監督官に提出する。

27 国有財産に関する資料

※作成する。 ・作成しない。

財産図の様式

原図 ※ケミカル和紙 1 部 ・

複写図（白焼き） ※1 部 ・ 部

内容 案内図、配置図、平面図、内外仕上表、その他監督官との協議による。

財産図は、工事完成検査時まで提出するものとする。

28 低入札価格調査対象工事に係る監督体制の強化

（1）施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は監督業務を所掌する部署の長（以下「担当科長」という。）の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。
- ② ①の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを担当科長から求められたときは、受注者はこれ

に応じなければならない。

(2) 施工計画書の内容のヒアリング

予決令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、標準仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを担当科長から求められたときは、受注者の責任者はこれに応じなければならない。

29 入門手続等

- (1) 受注者は、自衛隊又は米軍の区域の中で工事を行う場合、区域への立入り及び行動（出入門手続・火気取扱い・工事用通行路等）は、自衛隊又は米軍の規則（部隊諸規則）及び関係者の指示を厳守して行うものとし、工事施工地域以外への立入りを禁止する。
- (2) 自衛隊又は米軍の区域への立入りに際しては、所定の許可証が必要であり、当該許可証の取得に要する期間は、所定の手続終了後おおむね（ ）か月要する。
- (3) 臨時及び短期の立入りについては、自衛隊又は米軍の規定に基づき所定の手続を行えば可能である。
- (4) 自衛隊又は米軍区域内における工事用車両の通行ルート of 安全対策については、受注者において十分管理するものとし、通行ルート、工事施工場所周辺の道路等は、騒音、振動、粉じん、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺の環境保全に努める。

30 事故等報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督官に通報するとともに、監督官が指示する工事事務報告書を指示する期日までに、監督官に提出しなければならない。

なお、以下の場合、被害の有無にかかわらず、現場確認後すみやかに監督官に報告すること。

- (1) 震度 5 弱以上の地震が発生した場合
- (2) 台風が通過した場合
- (3) 特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮）が発令された場合（解除後報告）

31 設計図書等の管理

- (1) 工事図面は工事施工の目的以外に、第三者に対して貸与、複写又は閲覧させてはならない。
- (2) 工事の一部を第三者に委託し又は請け負わせようとするときは、当該下請契約書等において、工事図面等の適正な管理に関する規定を明確にしておくこと。
- (3) 工事の一部或いは施工図の作成等を第三者に委託し又は請け負わせ、当該相手方に工事図面を複写させ又は交付したときは、当該委託契約又は請負契約等の終了時に、複写させ又は交付した工事図面を速やかに返却させ、適正に管理すること。

32 工事関係書類の適正な管理

工事関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報の流出について万全を期すため、ウイルス対策ソフトを常に最新の状態に維持し、悪意のあるコードから保護するほか、ファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用すること。

なお、工事関係書類とは、設計図書、施工計画書等の現場書類のほか、現場代理人等通知書等の本支店等で作成する書類の一切を含むものとする。

33 電子納品

※実施する。 ・実施しない。

電子納品とは、図面及び施工計画書等各種資料を電子的手段によって作成し、電子データの最終成果を電子媒体に格納する納品をいう。

なお、成果物は防衛施設建設工事に係る電子納品手引書について（防整施第 17547 号。27. 10. 1）による電子データを正副 2 セット提出するものとする。

(2) 電子成果品

- ① 工事完成等の検査時に提出する工事関係資料は、全て電子納品するものとし、紙媒体の資料は提出しないものとする。ただし、これによらない場合は、監督と協議するものとし、電子納品手引書で特に記載のない項目については、監督官と協議の上、決定するものとする。

34 適用区分

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には、次の条件を用いる。

(1) 風圧力

基準風速 ($V_0 = 34 \text{ m/s}$)

地表面粗度区分 = (・ I ・ II ● III ・ IV)

建物名称	風圧力の割増の有無 (係 数)
	・ 有り () ・ 無し
	・ 有り () ・ 無し
	・ 有り () ・ 無し

(2) 積雪荷重

積雪区分 平成 12 年建設省告示第 1455 号 別表 (三十四)

建物名称	積雪荷重 (N/m^2)

35 六価クロム溶出試験

- ・ 行う。 ・ 行わない。

本工事は、六価クロム溶出試験の対象工事であり、次に示す工種について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果が環境省基準 (0.05 ppm) を越えないことを確認し、試験結果（計量証明書）を監督官に提出する。

なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置について（建設省技調発第 48 号。平成 12 年 3 月 24 日）の別紙「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は監督官と協議する。

工 種	工 法	配合設計段階検体数

36 工事の一時中止時における対応について

- (1) 工事の一時中止時については建設工事請負契約書第 2 1 条に明記されているところであるが、詳細な手続きや増額費用における具体的な考え方については、「建設工事の一時中止に係る事務処理要領について（防整技第 1 4 6 0 0 号。令和 3 年 8 月 2 6 日）」（以下「事務処理要領」という。）によることとする。
- (2) 受注者は、建設工事請負契約書第 2 1 条第 3 項に基づく必要な費用を請求する場合は、事務処理要領に規定されている工事一時中止に伴う増額費用の見積書及び見積書の根拠資料を発注者へ提出することとする。

37 事業監理業務委託

(1) 別途委託契約する工事監理業務

- ・ 有り ※無し

工事監理業務を建設コンサルタントに別途委託契約している場合は、受注者は、設計図書において監督官の業務とされている報告、協議、承諾等については、特別な場合を除き、当該業務に係る管理技術者を經由して行うものとする。

(2) 別途委託契約する防衛施設整備監理業務

- ・ 有り ※無し

防衛施設整備監理業務を建設コンサルタント等に別途委託契約している場合は、受注者は、保全管理、総合工程、安全管理、点検・管理等について、当該業務受注者から改善措置等の助言又は指導があった

場合は指示に従うものとする。

38 工事連絡会議

※設置する。 ●設置しない。

- (1) 本工事は、施工段階で発生が予測される様々な課題、施工に係る新たな技術提案等に対処するため、発注者、受注者及び本工事に係るコンサルタントが（工事着手前及び必要に応じ）一堂に会して情報共有や意見交換等を行い、処置方法を決定することにより、工事の適正かつ円滑な実施の確保と品質確保の促進等に資することを目的とした工事連絡会議（以下「会議」という。）の設置対象工事である。
- (2) 会議は、受注者が発注者に対して施工計画書を提出する前に開催することから、現地確認等の完了後、速やかに連絡及び確認事項等の整理を行うとともに、受注者は発注者に対して会議の開催要請を行うものとする。

また、工事施工中に問題等が発生した場合にも発注者と協議の上、開催することができる。
- (3) 受注者として会議に出席する者は、現場代理人及び監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者）を標準とする。
- (4) 会議においては、工事の規模・難易度等を考慮し、より詳細な設計内容・条件等を連絡する必要があることから、対象となる工事の設計業務受注者を参加させるものとし、当該設計業務受注者が会議に参加するための費用（管理技術者 1 人/回/〇回、担当技術者（〇〇担当 1 人/回/〇回、〇〇担当 1 人/回/〇回）については、本工事に見込むものとし、後日精算するものとする。
- (5) 会議の開催場所は〇〇防衛局（又は〇〇工事監督官事務所）とする。

注) (4) は工事内容に応じて、設計業務受注者を参加させる場合に追記【発注時に削除】

39 工事現場の迅速対応指針

- (1) この工事は建設工事現場の問題発生に対する迅速な対応を実施する。
「建設工事現場の問題発生に対する迅速な対応」とは、受注者からの質問及び協議への回答は、基本的にその日のうちに回答するよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合には、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答をその日のうちにすることである。
- (2) 問題が発生した場合は、速やかに文書にて監督官へ報告すること。
- (3) 受注者は計画工程を作成すること。作成に当たっては、関連工事や本工事の進捗状況等を把握できる内容とし、事前に監督官と協議を行うこと。
- (4) 受注者は工事施工中において、計画工程と実工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督官へ報告すること。

40 工事現場管理

施工体制台帳等の適正な整備について

- (1) 受注者は、本工事を施工するために下請契約を締結した場合は、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、建設業の許可書及び契約書等の写し（下請共）を工事現場に備えると共に監督官に提出する。
- なお、提出時期は工事着手前、体制変更時及び監督官の求める時期とする。
- (2) 受注者は、監理技術者等、現場代理人及び専門技術者に工事現場内において、工事名・工期・顔写真・所属会社名及び社印の入った名札を着用させる。
- なお、名札の様式例は次による。

監理（主任）技術者	
写真 2.4 cm×3 cm 程度	氏 名 ○○ ○○ 工事名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○工事 工 期 自 ○○年○○月○○日 至 ○○年○○月○○日 会社名 ○○○○建設株式会社
	印

注) 1 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

2 所属会社の社印（登録済のもの）とする。

(3) 建設業退職金共済制度については、購入状況の分かる書類の写しを添付する。

また、購入の必要がない場合は、理由書を添付すること。

(4) 労災保険・労働保険・組立保険・公共工事履行保証保険書等の加入状況が分かる書類の写しを添付すること。

(5) 施工体系図、建設業の許可を示す標識、建設業退職金共済制度適用事業主の現場である旨の標識及び労災保険関係の標識の現場掲示状況の写真を添付すること。

41 公務員宿舎の外壁改修工事の施工計画

入居中の宿舎の外壁改修工事に当たっては、入居者への環境配慮の一環として、南面又は北面いずれか一方の開口部が改修工事中に必ず開放可能となるよう、施工計画を行う。

なお、片面開放期間中については、工事作業足場は設置しないものとする。

42 技術提案の履行の確認

※実施する。 ・実施しない。

受注者は、入札時に提示した技術提案（工事全般の施工計画、技術提案、地元企業を下請に採用する予定状況及び簡易な施工計画をいう。）を監督官が指示する書式（総合評価計画書又は施工計画書）に整理し、監督官に提出するとともにその内容、実施方法等について説明を行うものとする。

また、受注者は、総合評価計画書（又は施工計画書）に基づき、実際に実施した内容を監督官が指示する書式（総合評価実施報告書・確認表）に整理し、それぞれの技術提案の完了ごとに監督官に提出するとともに技術提案の履行について確認を受けるものとする。

43 調査及び詳細図等の作成

・実施する。 ※実施しない。

(1) 調査及び詳細図等の作成は詳細図等作成特記仕様書及び詳細図等作成共通仕様書により実施する。

(2) 設計図面のうち、類似図面（「類似」と表記されたもの）は参考図であり、積算は数量表による。

44 見積を活用する積算方式（見積活用方式）

・対象工事 ※対象外工事

本工事は見積活用方式の試行工事であり、実績価格調査の対象工事とする。

なお、本調査に際しては、別途監督官が指示する調査要領等に基づき、見積活用方式対象工事の協力会社等との契約後速やかに実際に契約した単価及び価格について実績価格調査票に記載し、監督官に提出するものとする。

45 共通費実態調査

共通費実態調査とは、受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握することにより、発注者における工事費積算のより一層の適正化を図ることを目的とした共通費モニタリング調査である。

なお、調査を実施する場合は、契約後に監督官から調査票を配布する。

46 公共事業労務費調査

当該工事が公共事業労務費調査の対象となった場合には、次に掲げる各事項の協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

(1) 調査票等に必要事項を記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。

(2) 調査票等を提出した事業所を、発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。

(3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

ない。

- (4) 対象工事の一部について、下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も、上記（１）から（３）までの義務を負う旨を定めなければならない。

47 敷地の状況確認（保安距離の実測）

改修建物から既設火薬庫までの距離確認 ・実施する。 ※実施しない。

注）以下は実施する場合に追記【実施しない場合は削除】

施工前の改修建物の位置確認時及び施工完了後の２回実施するものとし、改修建物が工事監督官から貸与される資料に示す火薬庫までの保安距離に位置していることを実測により確認し、結果を工事監督官へ報告する。

計測方法については、巻尺、レーザ測距装置、GPSのいずれかによるものとし、実施に当たっては工事監督官に承認を得ることとする。

なお、レーザ測距装置、GPSの計測費用は、測量技師１．０（人・日／回）、測量技師補１．０（人・日／回）を見込むものとし後日精算とする。

48 その他

（１）契約後VE方式の試行

・実施する。 ※実施しない。

注）以下は実施する場合に追記【実施しない場合は削除】

ア 定義

「VE提案」とは、契約書第 20 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

イ VE提案の意義及び範囲

（ア）受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の提言を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

（イ）以下の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。

- ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- ② 契約書第 19 条に基づき条件変更が確認された後の提案
- ③ 入札時に競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

ウ VE提案書の提出

（ア）受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書に記載し、発注者に提出しなければならない。

- ① 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
- ② VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
- ③ VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
- ⑤ 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項
- ⑥ その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項

（イ）発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

（ウ）受注者は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する〇〇日前までに、発注者に提出できるものとする。

注）〇〇の部分には原則として「３５」と記入する

(エ) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

エ VE提案の審査

VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価する。

オ VE提案の採否等

(ア) 発注者は、VE提案の採否について、VE提案の受領後〇〇日以内に書面（別紙様式5）により受注者に通知しなければならない。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

（注）〇〇の部分には原則として「14」と記入する

(イ) また、提出されたVE提案が適正と認められなかった場合の前項の通知は、その理由を付して行うものとする。

(ウ) 発注者は、VE提案による設計図書の変更を行う場合は、契約書第20条の2の規定に基づくものとする。

(エ) 発注者は、VE提案による設計図書の変更を行う場合は、契約書第〇〇条の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

(オ) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という）を削減しないものとする。

(カ) VE提案が適正と認められた後、契約書第19条の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

(キ) 発注者は、契約書第19条の条件変更が生じた場合には、契約書第26条第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、契約書第19条の条件変更が生じた場合の前記(5)のVE管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力や予測することが不可能な事由等）により、工事の続行が不可能、または著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

カ VE提案の保護

VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

キ 責任の所在

発注者がVE提案を適正と認めることにより、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

(2) 総価契約単価合意方式の試行

- ・実施する。 ※実施しない。

本工事は、工事請負契約における受発注者間の双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等を前もって協議して合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施する総価契約単価合意方式の試行対象工事である。

(3) 見積を活用する積算方式（見積活用方式）の試行

- ・対象工事 ●対象外工事

(4) 週休2日制工事（現場閉所型）の試行

- ※実施する。 ・実施しない。

ア 本工事は、建設工事における週休2日制工事（現場閉所型）の試行対象工事である。

イ 週休2日の考え方

(ア) 週休2日とは、現場施工期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められることをいう。

(イ) 現場施工期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(ウ) 4週8休以上とは、現場施工期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(エ) 現場閉所日とは、巡回パトロール及び保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された日をいう。

ウ 現場閉所実績報告書

受注者は、毎月末までに現場閉所実績報告書を作成し、翌月10日までに監督官へ提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日までに現場閉所実績報告書を監督官に提出するものとする。

エ 総合工事工程表の作成

受注者は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工程表を作成する。

総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、下記の条件を適切に考慮する。

(ア) 建設工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）の確保

(イ) 建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「施工準備期間」

(ウ) 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」

(エ) 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数

オ 工事工程の共有

(ア) 試行工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。

(イ) 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。

(ウ) 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。

(エ) 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

カ 現場閉所の達成状況及び精査

現場閉所率が28.5%に満たない場合は、補正した労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）及び市場単価等を、請負代金額の変更により減額するものとする。

(5) 週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の試行

・実施する。 ※実施しない。

ア 本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者が交替しながら、各人が週休2日を確保する「週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）」の試行対象工事である。

イ 週休2日の考え方

(ア) 週休2日とは、現場施工期間において、現場代理人、技術者及び技能労働者（以下「現場代理人等」という。）が交代しながら各人が4週8休以上の休日確保を行ったと認められることをいう。

(イ) 現場施工期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(ウ) 4週8休以上とは、現場施工期間内に1週間以上現場に従事した現場代理人等の各人における休日日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

(エ) 休日の確認対象は、施工体制台帳に記載された建設会社等のすべての技術者等とし、休日取得状況を確認するものとする。

ウ 休日取得実績報告書

受注者は、毎月末「休日取得実績報告書」を作成し、翌月10日までに監督官へ提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日までに休日取得実績報告書を提出するものとする。

エ 休日率の達成状況及び精査

工事完成時において、各人の休日率が28.5%に満たない場合は、補正した労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）及び市場単価等を、請負代金額の変更により減額するものとする。

(6) 情報共有システムについて

※実施する。（利用期間：工事着手月から工事完成後14日までを基本とする。）

・実施しない。

ア 本工事は、情報共有システムの対象工事とする。

イ 実施方法は、情報共有システムの実施要領について（防整技第20119号。令和2年12月18日）によるものとする。

ウ やむを得ない事由により利用期間が異なる場合は、監督官と協議の上、適切に変更契約するものとする。

(7) 建設現場における遠隔臨場の試行

・実施する ※実施しない

ア 本工事は、受注者における「施工確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や監督官等における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して「監督官の立会い」、「監督官の検査」及び「技術検査（中間技術検査）」の遠隔臨場を行うものである。

なお、本工事における遠隔臨場の試行については、動画撮影用のカメラを用いたWeb会議システム等を利用することを基本とする。

イ 実施内容

(ア) 施工計画書の作成・確認

受注者は、遠隔臨場の実施に際し、次の内容からなる実施計画書を作成し、監督官等の確認を受ける。

適用種別（工種・実施範囲）

使用機器と仕様

動画撮影用のカメラ等の機器と仕様

《機器》

受注者：一般的なスマートフォンやタブレット等のモバイル端末を使用

監督官等：パソコン又はタブレット等の端末を使用

《仕様》

「3 遠隔臨場で使用する動画撮影用のカメラ、通信回線等の仕様」を満たしていること
撮影した映像と音声を配信するためのシステムと仕様

《システム》

セキュリティ対策等の安全性が確認できるWeb会議システムを使用

《仕様》

「3 遠隔臨場で使用する動画撮影用のカメラ、通信回線等の仕様」を満たしていること
実施方法

施工確認、材料確認、立会及び中間技術検査の実施方法

(イ) 事前準備

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、実施時間、実施箇所（場所）、必要とする資料等について、監督官等に確認を行う。

資機材、通信等の確認

受注者は、遠隔臨場を円滑に実施するため、事前に監督官等と双方向通信の状況の確認を

行うこととし、必要な資機材、労務等を提供する。

現場の確認

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、施工エリア外の施設など関係のない情報の送信を防ぐため、撮影に係る事前の部隊等への確認及び撮影方向の決定を行う。また、受注者は、確認箇所や撮影方向等の決定した内容を監督官等に伝え、監督官等は把握したことを受注者に伝える。

(ウ) 実施

受注者は、動画撮影用のカメラにより撮影した映像や音声を監督官等へ同時配信し、監督官等との双方向の通信を通じて現場の状況を伝える。

なお、現場の状況については、適宜黒板等を用いて、「工事名」「工種」「確認内容」「設計値」「測定値」や「使用材料」等の必要な情報を提供する。

監督官等は、受注者から配信された映像と音声の同時配信と双方向の通信により監督業務を実施するものとして、監督官等が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、現場臨場に代えることが出来るものとする。

なお、高所作業等で使用するなど遠隔臨場により危険を伴う場合には、監督官又は受注者等にその旨を伝え、通常通りの施工確認等を実施する。

監督官及び受注者等は、映像と音声を双方向の通信をするのみであり、録画は行わず、必要に応じて、写真や打合せ簿等を用いて確認することとする。

監督官等は、遠隔臨場により十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常通りの施工確認等を実施する。

ウ 遠隔臨場で使用する動画撮影用のカメラ、通信回線等の仕様

(ア) 動画撮影用のカメラ

遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ等の資機材は受注者がすべて準備するものとする。

(イ) 映像と音声の撮影に関する仕様

本試行に用いる動画撮影用のカメラの機器による映像と音声に関する仕様を下表に示す。

項 目	仕 様	備 考
映 像	・画素数：640×480以上	カラー
	・フレームレート ^注 ：15fps以上	
音 声	マイク：モノラル(1チャンネル)以上	
	スピーカー：モノラル(1チャンネル)以上	

(ウ) Web会議システムに関する仕様

Web会議システム等に関する仕様を下表に示す。なお、Web会議システムは通信回線速度により自動的に画質等を調整するため、通信回線速度を優先し、転送レート（VBR）は参考とする。

項 目	仕 様	備 考
通信回線速度	下り最大50Mbps、上り最大5Mbps以上	
映像・音声	転送レート ^{注1} （VBR ^{注2} ）：平均1Mbps以上	

エ 遠隔臨場に係る機器類等及びリース期間

本試行で使用する機器類及びリース期間については、以下を標準とし、費用については、本工事に見込むものとする。

(ア) 機器類等

- ・撮影機器（スマートフォン又はタブレット等のモバイル端末）○台、モニター機器（パソコン等）○台の賃料
- ・通信費（モバイルルーター等）○台
- ・その他（ライセンス料、使用料等）

(イ) リース期間

令和○年○月○日 ～ 令和○年○月○日

オ アンケートの実施

本試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督官の指示による。

カ 留意事項等

遠隔臨場の実施に際しては、以下に留意する。

- (ア) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。
 - (イ) 監督官及び受注者等は、動画撮影用のカメラを作業員に装着等させて長時間撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる場合があるため留意すること。
 - (ウ) 動画撮影用のカメラの使用は意識が対象物に集中し、足元への注意が薄れ事故につながる場合があるため撮影しながらの移動には十分に留意すること。
 - (エ) 受注者は、施工現場エリア外の駐屯地等の施設等が映り込まないように留意すること。また、受注者は、公的でない建物の内部等見られることが予定されていない場所や人物が映り込まないように留意すること。
 - (オ) 動画撮影用のカメラ等の使用は、「施工確認」等だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受発注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。
 - (カ) 遠隔臨場を行うパソコンについては、情報の流出防止について万全を期すために、最新のウィルス対策ソフトをインストールしているものやファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用する。
 - (キ) 本特記によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。
- (8) 無人航空機の使用に伴い取り扱う情報の流出防止について
- ア 受注者は、無人航空機の使用に伴い取り扱う情報の流出防止の観点から、インターネットへの接続については、ソフトウェアアップデート等に必要な最小限度とし、飛行中は接続しないものとする。
 - イ 受注者は、インターネットに接続する場合も、データが流出しないよう、撮影動画等のクラウドへの保存機能を停止する、機体内部や外部電磁的記録媒体に保存されている飛行記録データや撮影動画等を飛行終了後確実に消去するなどの処置を講じるものとする。
- (9) サイバー攻撃等情報漏えい発生時の連絡体制について
- 受注者は、工事に係る電子データの作成、管理等について、サイバー攻撃等により、建設工事等の電子データの情報搾取、情報漏えい、データ破壊、システム障害等があった場合又は予見される場合は速やかに監督官に報告を行い、必要な対処を行うものとする。

2章 仮設工事

1 足場等

[2.1.3] [2.2.1] [表2.2.1]

内部足場 種別 ・脚立、足場板等 ・

外部足場 種別 ・設置する。仕様（ 枠組足場手すり据置方式又は手すり先行専用足場方式 ）

防護シート

・設置する（設置範囲 ・工事に必要な範囲 ・図示による ・）

・設置しない

騒音・粉じん等の対策

種類 ・防音シート（アスベスト除去時） ・防音パネル ・養生シート

範囲 ・図示 ・外部足場面

材料、撤去材等の運搬方法 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・E種 [表2.2.1]

(1) 足場を設ける場合は、改修標準仕様書 2.2.1(2)によるほか、設置においては「手すり先行ガイドライン」について（厚生労働省基発第0424001号。平成21年4月24日）における別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

(2) 屋根工事及び小屋組の建方工事における墜落事故防止対策は、JIS A 8971（屋根工事用足場及び施工方法）の施工標準に基づく足場及び装備機材を設置する。

2 既存部分の養生

[2.3.1]

既存部分の養生方法 ※ビニルシート、合板等 ・

既存家具、既存設備等の養生方法 ※ビニルシート等 ・

既存ブラインド、カーテン等の養生方法 ・ビニルシート等

保管場所 ・図示 ・

固定された備品、机・ロッカー等の移動 ・行う（図示）。

既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

3 仮設間仕切

[2.3.2]

・設ける（下表種別による。）。 ●設けない。

仮設間仕切り等の種別

種別	下地	材 種	充填材	塗装
・A種	・木下地	※せっこうボード(※9.5mm ・)	厚さ mm	・片面
・B種	※軽量鉄骨	・合板 (※9mm ・)		・無し
※C種	単管下地	防炎シート		
・仮設扉	※木製扉	※合板張り程度 ・		・無し
	・鋼製扉	※片面フラッシュ程度 ・		・有り

充填材 ※グラスウール（・24K ・32K ・） ・

塗 装 ・EP-G ・EP ・図示による。

仮設扉の設置箇所 ※図示 ・

仕様 ※合板張り木製扉程度 ・

4 監督官事務所等

[2.4.1]

現場説明書による。

5 工事用水及び工事用電力

現場説明書による。

6 指定仮設

(1) 快適トイレの設置

工事現場に男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という。）を設置する場合に適用する。

なお、現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。

- ・設ける（設置期間：現場説明書による）
- ・設けない

工事現場に設置する快適トイレについては、アに示す機能を満たし、イに示す付属品等及びウに示す仕様等を備えるものでなければならない。

ア．快適トイレに求める機能

- (ア) 洋式便器
- (イ) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
- (ウ) 臭い逆流防止機能
- (エ) 容易に開かない施錠機能
- (オ) 照明設備
- (カ) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5kg 以上とする）

イ．付属品として備えるもの

- (ア) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (イ) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- (ウ) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (エ) 鏡と手洗い器
- (オ) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

ウ．推奨する仕様及び付属品

- (ア) 便房内寸法 900 mm以上×900mm 以上
- (イ) 擬音装置又は擬音機能
- (ウ) 着替え台
- (エ) 消臭対策機能の多重化
- (オ) 室内温度の調整が可能な設備
- (カ) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

エ．受注者は、契約後速やかに、工事現場へ設置する快適トイレが前項アに示す機能を満たし、前項イに示す付属品及び前項ウに示す仕様、付属品を備えるものであることを示す書類を提出しなければならない。

オ．快適トイレを設置する際は、可能な限り以下の（ア）～（カ）に配慮するものとする。

（ア）全般

女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く

（イ）設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

（ウ）動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。

（エ）ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

（オ）照明

窓の大きさに応じて、中に入る人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

（カ）室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。

- カ 受注者は、設置直後及び施工中において使用する快適トイレの写真撮影を行い、工事完成時に工事完成図書に含めて監督官に提出しなければならない。
- キ 快適トイレ（（１）項ア、イ及びウを全て備えたもの）に要する費用を、共通仮設費（仮設建物費）に積み上げ計上している。
- ク 快適トイレの費用は、原則として工事現場ごとに男女別で各１基ずつとするが、工事の人員等を踏まえ協議できるものとする。
- ケ 男女別の入口が確保できれば、ハウス型などの男女別一体型トイレを使用しても良い
- コ 運搬、設置、維持及び撤去費用は共通仮設費の率分に含まれているものとする。
- サ （１）項ウに示す仕様、付属品を１項目でも付加しない場合は、減額の設計変更を行うものとする。
- シ 快適トイレが設置されなかった場合は、減額の設計変更を行うものとする。

（２）その他

図示及び現場説明書による。

7 道路清掃員

・適用する ※適用しない

- （１）受注者は、本工事の施工にあたり、工事区域外において工事関係車両の通行等で発生する土砂や粉じん等による汚損を除去し、道路の路面等を現状に回復することを目的として、次の事項による道路清掃を行うものとする。
- ア 道路清掃の方法：人力清掃
- イ 道路清掃員の計上期間：令和〇年〇月〇日～令和〇月〇月〇日
- ウ １日当たり清掃時間：午前作業終了前１時間、午後作業終了前１時間
- （２）受注者は、道路清掃の実施に先立ち、施工計画書を作成し、監督官の承諾を得るものとする。
- （３）受注者は、施工計画書に基づき、道路清掃を行うものとし、日々の作業完了後、作業日報を作成する。また、作業日報には、清掃状況が確認できる写真を添えるものとする。
- （４）受注者は、工事完了後、前項による作業日報を監督官に提出しなければならない。
- （５）受注者は、道路清掃の実施にあたり、上記アにより難しい場合は、あらかじめ監督官と協議するものとする。

3章 防水改修工事

1 アスファルト防水

アスファルトの種類 3 既存防水層の下地補修 による。

アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ (JIS A 6013)

[3.3.2]

・改修標準仕様書 表 3.3.3 から表 3.3.9 までによる。 ・

押え金物 ・アルミニウム製 L-30×15×2.0(mm)程度

・既製品(アルミニウム製)

[3.3.2]

屋根保護防水層

新設防水層の種類別

[3.3.2~3][表 3.3.3~6]

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材⑥	絶縁用シート
・ P 1 B	・ B-1 ※B-2 ・ B-3	※図示		※ポリエチレンフィルム厚さ 0.15mm 以上
・ P 1 B I ・ T 1 B I	・ B I-1 ※B I-2 ・ B I-3	※図示	(種類) ※JIS A 9521 に基づく押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3 種 bA (スキン層付き) (厚さ) (mm) ・ 25 mm ※50 mm ・ 85mm	※フラットヤーンクロス (70g/m ² 程度)
・ P 2 A	・ A-1 ※A-2 ・ A-3	※図示		※ポリエチレンフィルム厚さ 0.15mm 以上
・ P 2 A I	・ A I-1 ※A I-2 ・ A I-3	※図示	(種類) ※JIS A 9521 に基づく押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3 種 bA (スキン層付き) (厚さ) (mm) ※25 mm ・ 50 mm ・ 85mm	※フラットヤーンクロス (70g/m ² 程度)

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ

・改修標準仕様書表 3.3.3 から表 3.3.9 による

・JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ

用途による区分 ・

材料による区分 ※R 種

厚さ ()mm 以上

部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ

・改修標準仕様書表 3.3.3 から表 3.3.9 による

・JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ

用途による区分 ・

材料による区分 ・R 種

厚さ ()mm 以上

平場の保護コンクリートの厚さ

こて仕上げ ・水下 80mm 以上

床タイル張り ・水下 60mm 以上

立上り部の保護工法

・乾式保護材

窯業系パネル I 類 (厚さ (mm) 幅 (mm))

・れんが押え (・JIS R 1250 ・)

・コンクリート押え

・モルタル押え（屋内）

屋根露出防水層

新設防水層の種別

[3.3.2～3][表3.3.7～9]

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材 ㊄	仕上塗料		高日射反射率防水 ㊄	備考
				種類	使用量		
・M4C	・C-1 ・C-2 ・C-3 ・C-4	・図示		・アスファルトルーフィング類	・アスファルトルーフィング類の製造所の仕様	・適用する	
・M3C ・P0D	・D-1 ・D-2 ・D-3 ・D-4	・図示				・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・P0DI ・M3DI ・M4DI	・DI-1 ・DI-2	・図示	改修標準仕様書 3.3.2(9) (種類) ・JIS A 9521 の硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合するもの (厚さ) (mm) ・25mm ・50mm ・85mm			・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ

- ・改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による
- ・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分 ・
材料による区分 ※R種
厚さ（ ）mm以上

部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ

- ・改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による
- ・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分 ・
材料による区分 ※R種
厚さ（ ）mm以上

絶縁断熱工法のルーフトレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置

- ・図示による ・

絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量

種類

- ・アスファルトルーフィング類の製造所の指定

設置数量

- ・アスファルトルーフィング類の製造所の指定
- ・() 個

屋内防水層の種別

[3.3.2~3][表3.3.10]

工法		種別	施工箇所
・P1E	・P2E	※E-1 ・E-2	※図示

保護層 ・設ける(種類 ※モルタル押え)。 [3.3.3]

E-1の工程3を行う部位 ※貯水槽、浴槽等常時水に接する部位

立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法 ・アルミニウム製 L-30×15×2.0mm 程度

伸縮目地 ・アンカータイプ ・付着層タイプ [3.3.2][表3.3.1]

保護コンクリート ・改修標準仕様書 8章11節[無筋コンクリート]による。 [3.3.2]

断熱工法のルーフトレン回り及び立上がり部周辺の断熱材の張りじまい位置 ※図示 [3.3.4]

保護層の施工 [3.3.5]

こて仕上の場合 厚さ(水下) ※80mm 以上 ・

平たんさ ※3mにつき7mm 以下 ・

仕上材(タイル等)がある場合 厚さ(水下) ※60mm 以上 ・

溶接金網 JIS G 3551 鉄線径 6mm 網目寸法 100mm [3.3.2]

屋上排水溝 ・図示 ・ [3.3.5]

立上がり部の保護の材料 [3.3.2][3.3.5][表3.3.3~6]

- ・コンクリート押え
- ・乾式保護材(厚さ等は図示による。)
 - ・窯業系パネルⅠ類 ・窯業系パネルⅡ類 ・金属複合板
 - 窯業系パネル：無石綿の繊維質原料等を主原料として板状に押出成形し、オートクレーブ養生したもの
 - 金属複合板：金属板と樹脂を積層一体化させたもの
 - 品質、性能は、1章 改修一般共通事項 9 材料の品質等 による。
- 絶縁工法の場合の脱気装置の種類及び設置数量 ・主材料の製造所の仕様による。 [3.3.3]

4章 内装改修工事

1 改修範囲

- 既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁及び床の改修範囲 ・図示 [6. 1. 3]
 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲 [6. 1. 3]
 ・壁面から 600mm 程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う。 ・図示
 天井の撤去に伴う取り付け部の壁面の改修 ・図示 ・既存のまま [6. 1. 3]

2 モルタル塗り等

- モルタル [6. 15. 3]
 ※現場調合材料
 ・既調合材料
 既製目地材 ・適用する（形状 ）。 [6. 15. 3]
 床目地 ・設ける（工法 ※押し目地 ・ ） 。 [6. 15. 6]
 壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が 25mm を超える場合の下地処理 ・図示による ・

3 タイル張り

- 伸縮調整目地の位置 [6. 16. 2]
 床タイル ※縦、横とも 4m 以内ごと ・図示による
 床タイル以外 ・図示による
 伸縮調整目地のシーリング材、目地寸法は改修特記仕様書第 3 章による
 試験張り ・行う。 ※行わない。 [6. 16. 3]
 見本焼き ・行う。 ※行わない。
 タイルの形状、寸法等 [6. 16. 3]

施工箇所	形状・寸法 (mm)	再生材 の適用 ㊦	吸水率に よる区分			釉薬		役物		色		耐 凍害性		耐 滑り性	
			I 類	II 類	III 類	施釉	無釉	有	無	標準	特注	有	無	有	無
浴槽内外	100×100	※	※	・	・	※	・	※	・	※	・	・	※	※	・
浴室床	50×50	※	※	・	・	※	・	※	・	※	・	・	※	※	・
浴室壁	100×100	※	※	・	・	※	・	※	・	※	・	・	※	・	※

役物：標準的な曲がりの役物は一体成形とする。

既調合モルタル（品質・性能、試験方法は改修特記仕様書第 6 章による） [6. 16. 3]

モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、
 混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。

既調合目地材（品質・性能、試験方法は改修特記仕様書第 6 章による）

壁タイル張りの工法 ・壁タイル接着剤張り ※改良積上げ張り [6. 16. 4] [表 6. 16. 5]

コンクリート素地面の目荒し工法 ・行う [6. 15. 5]

壁タイル張りの工法 ※改良積上げ張り ・内装壁タイル接着剤張り [6. 16. 3～4]

内装壁タイル接着張りに使用する接着剤のホルムアルデヒド放散量 [6. 16. 4]

※F☆☆☆☆ ・

5章 鉄筋工事

1 鉄筋

鉄筋の種類

[8. 2. 1] [表 8. 2. 1]

種類の記号	呼び名 (mm)
※SD295	※D10、D13、D16 ・
・ SD345	・ D19 以上 ・
・ SD390	・

2 溶接金網

形状等

[8. 2. 2]

種類	種類の記号	鉄線の形状、網目寸法、鉄線の径 (mm)	使用部位
・ 溶接金網			
・ 鉄筋格子			

3 鉄筋の継手

継手方法等

[8. 3. 4] [8. 4. 2～3]

部位	継手方法	呼び名 (mm)
柱・梁の主筋	・ ガス圧接継手 ・ 機械式継手	
耐力壁の鉄筋	・ 重ね継手 ・	
その他の鉄筋(土間コンクリート、浴槽)	※重ね継手 ・	

4 主筋の継手位置等

鉄筋の継手の重ね長さ

[8. 3. 4]

※ 改修標準仕様書 8. 3. 4(3)による。 ・ 図示による。

柱・梁の主筋の継手を同一箇所には設ける部位の有無

・ 有り

継手位置 ※ 図示による。 ・

継手位置図(引張力の最も小さい部分での継手位置)

・ 図示による。 ・

継手位置図(引張力の最も小さい部分以外での継手)

・ 有り

箇所 ※図示による。

継手方法、材料、検査方法等 ※ 図示による。

カットオフ鉄筋の位置 (長さ) ・ 図示による。

5 鉄筋の定着の方法及び長さ

鉄筋の定着方法 ※図示による。 ・

[8. 3. 4]

鉄筋の定着の長さ ・ 図示による。 ※改修標準仕様書 8. 3. 4(5)

[8. 3. 4]

機械式定着工法

・ 適用する

種類

・ 摩擦圧接接合 ・ 螺合グラウト固定 ・ 嵌合グラウト固定 ・

工法 ※第三者機関の評定等を取得している工法とする

必要定着長さ ※評定等の評価内容による

補強筋形状 ※評定等の評価内容による

かぶり厚さ ※評定等の評価内容による

品質確認 ※評定等の評価内容による

検査 ※評定等の評価内容による

6 鉄筋かぶり厚さ及び間隔(溶接金網を含む。)

最小かぶり厚さ(目地底から算出を行う。) ・図示による。 ・

[8.3.5]

柱及び梁の主筋に D29 以上の使用の有無

・有り 適用箇所()

最小かぶり厚さ ・鉄筋径の 1.5 倍以上 ・

軽量コンクリートで土に接する部分

・有り 適用箇所()

最小かぶり厚さ ・図示による。 ・

耐久性上不利な部分(塩害等を受けるおそれのある部分等)

・有り 適用箇所()

最小かぶり厚さ ・図示による。 ・

鉄筋相互のあき(特殊な鉄筋を除く。)

[8.3.5] [図 8.3.5]

・改修標準仕様書 8.3.5(4)による。 ・図示による。

6章 コンクリート工事

1 レディーミクストコンクリートの類別

類別

[8.1.3][表 8.1.1]

※Ⅰ類 (JIS A 5308 への適合を認証されたコンクリート)

・Ⅱ類 (JIS A 5308 に適合したコンクリート)

普通コンクリートの設計基準強度

[8.1.3~4]

設計基準強度 Fc (N/mm ²)	スランプ (cm)	気乾単位容積質量 (t/m ³)	適用範囲	対象建築物
※21	※18 ・	※2.1 超え 2.5 以下	※土間 ※浴槽	
・	・		・	

構造体強度補正值 ※改修標準仕様書表 8.2.4 による ・

軽量コンクリートの設計基準強度

[8.1.3~4][8.9.2]

設計基準強度 Fc (N/mm ²)	スランプ (cm)	気乾単位容積質量 (t/m ³)	種類	適用範囲	対象建築物
・	・ 21 ・		・ 1 種 ・ 2 種	・	
・	・			・	

常時土又は水に直接接する部分

[8.9.2]

・無し ・有り (適用箇所 ※図示による。 ・)

構造体強度補正值 ※改修標準仕様書表 8.2.4 による ・

2 使用材料、施工条件、要求性能等によるコンクリートの種類

(6.2.1) (6.11.1~6.15.5)

種類	設計基準強度 Fc (N/mm ²)	スランプ (cm)	適用範囲	対象建築物
	・	・	・	
	・	・	・	

建築基準法第 37 条第 2 号に規定する国土交通大臣の認定を受けたコンクリート

[8.1.3]

・適用有り

適用箇所 ・構造図による。 ・

3 コンクリートの仕上り

部材の位置及び断面寸法の許容差の標準値

[8.1.4]

・改修標準仕様書 表 8.1.2 による。 ・

合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ

[8.1.4][8.2.7][表 8.1.3]

種別	部位	施工箇所
A種	外 部	
	内 部	
B種	外 部	
	内 部	
C種	外 部	
	内 部	

コンクリート仕上りの平たんさ

[8.1.4][表 8.1.5]

種別	部位	施工箇所
a 種	外 部	
	内 部	
b 種	外 部	
	内 部	
c 種	外 部	
	内 部	

4 セメントの種類

[8.2.5][表8.2.3]

種 類	使 用 箇 所
高炉セメントB種 ㊿	場所打ち杭コンクリート 捨コンクリート マスコンクリート その他 ()
普通ポルトランドセメント又は混合セメントA種	上記以外
フライアッシュセメントB種 ㊿	
普通エコセメント	

普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210 に示された規定のほか、水和熱が7日目で 352 J/g以下、かつ、28日目で 402 J/g以下のものとする。

5 骨材

細骨材及び混合細骨材

[8.2.5]

- ・フェロニッケルスラグ細骨材 ㊿ 使用部位()
- ・銅スラグ細骨材 ㊿ 使用部位()
- ・電気炉酸化スラグ骨材 ㊿ 使用部位()
- ・再生骨材H 使用部位()

アルカリシリカ反応性による区分 ※A ・B

6 混和材料

・混和剤

[8.2.5]

混和剤の種類 ・ 改修標準仕様書 8.2.5(4)(a)による。 ・

・混和材

[8.2.5]

混和材の種類 ・ 改修標準仕様書 8.2.5(4)(b)による。 ・

7 構造体用モルタルの材料及び調合

モルタルの圧縮強度 ・ 図示による。 ・

[8.2.6]

モルタルのフロー値 ・ 図示による。 ・

[8.2.6]

8 型枠

せき板の材料 ※合板 ㊿ ・

[8.2.7]

せき板の厚さ ※12mm ・

[8.2.7]

スリーブの材料

[8.2.7][表8.2.6]

・ 改修標準仕様書 8.2.7(7)(イ)及び表 8.2.6 による。 ・

断熱材を兼用した型枠材の使用 ※無し。

(6.8.2)

・ 有り。

施工建物()

施工部位(・ 基礎 ・ 外壁内側 ・ 屋根スラブ ・)

MCR工法用シート ・ 用いる。

打増し厚さ ・ 20mm ・

打増し範囲 ・ 図示による。 ・

(6.8.3)

シアコネクタをセパレーターとして使用 ・ 図示による。 ・

[8.7.8]

9 打増し厚さ(打放し仕上げ部)

・ 打放し仕上げの打増し厚さ(外部に面する部分に限る。) ・ 20mm ・

[8.7.8]

・ 打放し仕上げの打増し厚さ(内部に面する部分に限る。) ・ 10mm ・ 20mm ・

10 型枠の最小存置期間

- ・改修標準仕様書 8.7.8(3) (イ)による。 ・

[8.7.8]

11 コンクリートの打ち込み工法等

部位ごとのコンクリートの打設工法の指定

[8.21.8] [8.23.5]

補強工法	打設工法	部位
現場打コンクリート 壁の増設工事	※ 工法指定なし	・ 全ての増設壁 ・ 図示 ・
	・ 流込み工法 [8.21.8(1) (ア), (2)]	・ 全ての増設壁 ・ 図示 ・
	・ 圧入工法 [8.21.8(1) (ア), (3)]	・ 全ての増設壁 ・ 図示 ・
	・	・ 図示 ・
鉄筋コンクリート柱 の溶接金網巻き及び 溶接閉鎖フープ巻き 工法	※工法指定なし	・ 全ての増設壁 ・ 図示 ・
	・ 流込み工法 [8.21.8(1) (ア), (2)]	・ 全ての増設壁 ・ 図示 ・
	・ 圧入工法 [8.21.8(1) (イ), (3)]	・ 全ての増設壁 ・ 図示 ・
	・	・ 図示 ・

鉄筋コンクリート柱の溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法での型枠等

[8.23.5]

- 柱頭柱脚の隙間部間の型枠 ※ 発泡プラスチック保温材等を埋め込む。 ・
- 柱頭柱脚の隙間寸法 ※ 図示 ・
- 既存柱外周部あと打ちコンクリート又はモルタルの厚さ ・ 図示による。 ・
- 補強後の仕上げ ・ 図示による ・

12 ひび割れ誘発目地・打継目地

打継ぎの位置

目地寸法 ※標準仕様書 9.7.3 による。 ・ 図示による

(6.6.4) (6.8.1) (9.7.3)

間隔・位置・形状 ※図示による。 ・

(6.8.1)

ひび割れ誘発目地の位置・形状・寸法

※図示による ・

ひび割れ誘発目地、打継目地の深さ寸法は、打ち増し厚さ部で処理する。

13 流動化コンクリート

適用箇所 ・ 図示による。 ・

(6.15.1)

14 コンクリートの単位水量測定

- ・行う。

実施要領

(1) 単位水量の測定は、150m に1回以上及び荷下し時に品質の異常が認められた時に実施する。

(2) 単位水量の上限値は、標準仕様書 6.3.2(イ) (c)による。

(3) 単位水量の管理目標値は次の通りとして、施工する。

ア 測定した単位水量が、配合計画書の設計値(以下「設計値」という。) $\pm 15\text{kg/m}$ の範囲にある場合は、その運搬車のレディーミクストコンクリート(以下「生コン」という。)を合格とし、そのまま打設する。

イ 測定した単位水量が設計値 ± 15 を超え $\pm 20\text{kg/m}$ の範囲にある場合は、その運搬車の生コンを合格とし打設してよいが、水量変動の原因を調査し、生コン生産者に改善を指示する。

その後、設計値 $\pm 15\text{kg/m}$ 以内に安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。

ウ 測定した単位水量が設計値 $\pm 20\text{kg/m}$ を超える場合は、その運搬車の生コンを不合格とし、打設せずに持ち帰らせるとともに、水量変動の原因を調査し、生コン生産者に改善を指示する。その後、単位水量が設計値 $\pm 20\text{kg/m}$ 以内になるまで全運搬車の測定を行い、更に設計値 $\pm 15\text{kg/m}$ 以内に安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。

- エ　ウにより不合格となった生コンを確実に持ち帰ったことを確認する。
- (4) 単位水量管理についての記録を書面(配合計画書、製造管理記録、打込み時の外気温、コンクリート温度等)と写真により監督職員に提出する。
- (5) 単位水量の測定方法は、高周波誘電加熱乾燥法(電子レンジ法)、エアメータ法又は静電容量測定法による。また、試験機関は当該生コン生産者以外の機関とする。

7 章 基礎工事

1 砂利地業

材料	※再生クラッシャー ⑥	・切込砂利及び切込碎石	[8. 2. 15]
砂利厚さ	※150mm	・	[8. 28. 4]
適用箇所	※図面による。 ・基礎梁下、土間コンクリート下、土に接するスラブ下		

8章 環境配慮改修工事

1 解体工事の範囲

- (1) 建物本体（電気、給排水設備等は、図示による。）
- (2) 基礎（図示による。）
- (3) 電気、給水、排水及び電話設備の切り放し工事 ※含む。 ・含まない。
- (4) ●石綿含有建材の除去 ※図示による。
- (5) 解体撤去後は周囲地盤にならい、見栄え良く敷き均すこと。
- (6) 建築設備撤去工事 ※含む。 ・含まない。

2 解体工事安全管理

- (1) 工事における安全管理に当たっては、「建築工事安全施工技術指針（建設省営監発第13号。平成7年5月25日）」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編（建設省経建発第1号。平成5年1月12日）」によるほか、「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」を参考に、公衆災害の防止について適切な対策を講じる。
- (2) 建設資材廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、「建設副産物適正処理推進要綱」及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）による。
- (3) 解体に対しては、作業前及び作業中に散水等を行い、粉じん等の飛散防止に努める。

3 石綿含有建材の除去工事

石綿含有建材除去後の仕上工事 ●図示による。

既存石綿含有建材調査報告書の貸与 ●あり（調査箇所：外壁、屋上(立上り)） ・なし [9.1.1]
施工調査 [9.1.1]

・分析による石綿含有建材の調査

分析対象 アクリライト、アセイト、アンソライト、クリソタル、ケントライト及びトモライト

- 分析方法
- ・ JIS A1481-1「建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第1部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法」による。
 - ・ JIS A1481-2「建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第2部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法」による。
 - ・ JIS A1481-3「建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第3部：アスベスト含有率のX線回析定量分析方法」による。
 - ・ JIS A1481-4「建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第4部：質量法及び顕微鏡法によるアスベスト含有の定量分析方法」による。

分析結果については、監督官に報告すること。

材 料 名	定性分析	定量分析
塗床+タイル+下地モルタル	試料数 1箇所	試料数 箇所
	試料数 箇所	試料数 箇所
	試料数 箇所	試料数 箇所

1試料当たり3サンプルを採取する。

採取箇所 ※図示 ・

石綿粉じん濃度測定

※行う。 ●行わない。

測定方法等は、アスベストモニタリングマニュアル（環境省）による。

測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)
・	測定1	除去作業前	除去作業室内	・計1点 ・計2点 ・計3点
・	測定2		調査対象室外部の付近	・計1点 ・計2点

・	測定 3		除去作業室内	・計 1 点 ・計 2 点 ・計 3 点
・	測定 4		セキティーン入口	・計 1 点
・	測定 5	除去作業中	集じん・排気装置の排出口(処理作業室外の場合)	出口吹出し風速 1m/sec 以下の位置 ・計 1 点 ・計 2 点
・	測定 6		除去作業室外 ・施工区画周辺・敷地境界	・計 1 点 ・4 方向計 1 点
・	測定 7	除去作業後(シート養生中)	除去作業室内	・計 1 点 ・計 2 点
・	測定 8	除去作業後シート	除去作業室内	・計 1 点 ・計 2 点 ・計 3 点
・	測定 9	撤去後 1 週間以降	調査対象室外部の付近	・計 1 点 ・計 2 点

測定方法

	メンブレン フィルタ直径 (mm)	試料の吸引流量 (L/min)	試料の吸引 時間(min)
測定 3, 4	25	・ 5 ・	・ 30
測定 1, 2, 5, 7, 8, 9	47	・ 10 ・	・ 120
測定 6	47	・ 10 ・	・ 240

石綿含有建材の除去

石綿含有建材の除去

- ・石綿含有吹付け材の除去

[9. 1. 3]

除去対象範囲 ※図示

作業場の隔離方法 ※改修標準仕様書 9. 1. 3 (1) ・

隔離範囲 ※図示 ・

除去工法 ※改修標準仕様書 9. 1. 3 (2) (ア) (a) ～ (d) による。・

除去した石綿含有吹付け材の飛散防止措置 ※湿潤化 ・固形化

- ・石綿含有保温材等(石綿含有けい酸カルシウム板第二種含む)の除去

[9. 1. 4]

除去対象範囲 ※図示

作業場の区画 ・行う(図示)。 ・行わない。

区画の範囲 ※図示

除去工法 ※手ばらし(改修標準仕様書 9. 1. 4 (3) による)。 ・

除去した石綿含有保温材の飛散防止措置 ※湿潤化 ・固形化

- ・石綿含有成形板(石綿含有けい酸カルシウム板第一種)の除去

[9. 1. 5]

除去対象範囲 ※図示

作業場の区画(隔離養生) ※行う(図示)。 ・行わない。

区画(隔離養生)の範囲 ※図示

除去工法 ※手ばらし(改修標準仕様書 9. 1. 5 (2) による)。 ・手ばらし以外(破碎して除去)。

- ・石綿含有成形板(石綿含有けい酸カルシウム板第一種以外)の除去

[9. 1. 5]

除去対象範囲 ※図示

作業場の区画 ・行う(図示)。 ●行わない。

区画の範囲 ※図示

除去工法 ※手ばらし(改修標準仕様書 9. 1. 5 (2) による)。 ・手ばらし以外(破碎して除去)。

- ・石綿含有建築用仕上塗材等の除去(含有率 0. 1% 以上)

石綿が含有する建築用仕上塗材の除去等については、国立研究開発法人建築研究所及び日本建築仕上材工業会が作成した「建築物の改修・解体工事建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」及び「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」(平成 30 年 3 月 厚生労働省)による。

除去対象範囲 ※図示

着工前の試験施工 ※行う ・行わない

除去工法 ※図示

- ・集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法
- ・集じん装置併用手工具ケレン工法
- ・集じん装置付き高圧水洗工法（・15MPa 以下 ・30～50MPa 程度）
- ・集じん装置付き超高压水洗工法（100MPa 以上）
- ・剥離剤併用超音波ケレン工法
- ・剥離剤併用手工具ケレン工法
- ・剥離剤併用高圧水洗工法（30～50MPa 程度）
- ・剥離剤併用超高压水洗工法（100MPa 以上）
- ・超音波ケレン工法（HEPA フィルター付き掃除機併用）

- （1） 施工区域を明確に定め、水滴飛沫などによる汚れを防止するためにプラスチックシートなどによる養生を行うこと。
- （2） 剥離剤を使用する工法では、ジクロロメタン等の有害性の高い化学物質を使用しない。
剥離剤使用量 0.6～1.0kg/m²
- （3） 水を使って除去する工事の場合には、未処理の排水が流出。地下浸透しないようすべて回収しなければならない。回収した排水は、凝集沈殿後に上澄み水をろ過処理する等により、適切に処理した上で放流すること。

除去した石綿含有建築用仕上げ塗材の廃棄物処理

- ・管理型埋立処分場（薬剤等による安定化またはコンクリートによる固形化を行ったうえ、耐水材料で2重梱包する）。
- ・「溶解処分」または環境大臣認定の「無害化処理」

4 PCB含有シーリング材の処理

・第一次判定

現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。

採取箇所数 計 箇所

採取箇所 ※図示 ・

・第二次判定

専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う。

分析箇所 計 箇所

・除去処理工法

除去範囲 ※図示 ・

（1） サンプリングの採取方法と注意事項

- ①採取作業は、シーリング材等が散逸することのないように注意して行うこと。
- ②シーリング材は、目地に打設されている形状のまま5cm程度をカッターナイフで切除し、ただちにポリスチレン製の密閉袋に保管し、番号及び採取場所を記入する。なお、サンプルは1袋に1つずつ入れること。
- ③カッターナイフの刃は、1つのサンプルを採取するごとに新しい部分に換えること。
- ④シーリングを切除した部分は、必要に応じて補修すること。
- ⑤皮膚との接触等を避けるため保護手袋を着用すること。また、口に入ることがないように保護マスクを着用すること。
- ⑥休憩時及び作業終了時には必ず手洗いをを行うこと。
- ⑦作業後は周囲を清掃し、散逸物を回収する。回収物は、サンプリング残渣とその他のごみに分別し、サンプリング残渣はサンプルと同様にポリエチレン製の密閉袋に入れる。

（2） 第一次判定（シーリング材種の判定）

- ①日本シーリング材工業会にサンプルを送付し、シーリング材種の判定を行う。
- ②判定結果については、監督官に速やかに報告すること。

（3） 第二次判定（PCB含有量の分析）

- ①専門分析機関にサンプルを送付し、PCBの含有量について分析を行う。
なお、分析に当たっては、分析サンプルの四周は除去し、採取部の内部（大気にさらされていない部分）を取り出して分析すること。

②判定結果については、監督官に速やかに報告すること。

(4) 除去処理工事

P C Bを含有したシーリング材の処理は次によるほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）により適切に行うこと。

① 除去工事に当たり、あらかじめ事前の施工調査等を下記の事項について行う。

図面により記録し、監督官に提出する。

- ・シーリング使用部位
- ・シーリング長さ
- ・施工範囲と工事監理区分の確認
- ・仮設計画
- ・廃棄物などの搬出方法

② 工事に先立ち施工計画書を作成し、監督官の承諾を得ること。

③ シーリング材の散逸防止として、床面、開口部、換気口等に養生を行い、作業区域からの飛散防止措置をとること。

④ 作業員は、保護マスク及び保護手袋を着用し、作業終了時及び休憩時における手洗いを実施すること。

⑤ シーリング材は、カッターナイフなどによる撤去を原則とする。撤去に当たっては、下地が露出する程度まで極力除去すること。

⑥ 除去工事終了後、シーリング材及び散逸物を回収しポリエチレン製の密閉袋に入れ、保管容器に入れること。保管容器の形状、材質等は、保管量、保管場所等を考慮し、監督官の承諾を得たものとする。

⑦ 除去及び回収状況について監督官の検査を受けること。

⑧ 工事着手後、設計図書によりがたい場合、又は不測の事象が発生した場合は監督官と協議する。

⑨ 施工記録報告書を作成し、監督官に提出すること。

5 断熱・防露改修工事 ⑥

ロックウール、グラスウール、フェノールフォーム、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆

・外断熱及び断熱材打込み工法

[9.5.2]

種類	種別	厚さ(mm)	施工箇所
・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材			
※押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (スキン層なし)		※25 mm	※浴槽
・硬質ウレタンフォーム断熱材			
・フェノールフォーム断熱材			

・断熱材現場発泡工法

[9.5.3]

断熱材の種類 ・ A種1 又はA種1H ・ B種2

厚さ (mm) ・ 図示

施工箇所

・窓回り等の断熱補修部分、ルフトレイン回りの床版等、部分的に後張りとしなければならない箇所

・ 図示

・

6 グラスウール系を使用した断熱工法等

材質 JIS A 9504 及び JIS A 6301

工法

工法名	材料	施工方法	備考
・ A工法 (隠ぺい)	グラスウール断熱材 24K (アルミクラフト 紙 (アルミ箔 7 μ) 共)	断熱材は、天井裏については敷き込み、壁部は仕上材と躯体に充填 (必要に応じピン止め) する。また、アルミクラフト紙は、仕上げ張り時点に下地材に仮止めし、仕上材にて押さえ張り行う。アルミクラフト紙の継ぎ目は、十分重ねるものとする。	米軍施設については、アルミクラフト紙のアルミ箔を 15 μ 以上とする。
・ B工法 (あらわし)	グラスウール断熱材 64K (不織布貼り)	天井、壁共、縦 600 に T 型ジョイナーを使用する。	
・ C工法 (隠ぺい)	グラスウール吸音ボード GW-B 32K	仕上材と躯体間に充填する。	
・ D工法 (あらわし)	グラスウール吸音ボード GW-B 32K (ガラスクロス #180 額縁貼り)	天井及び壁共にピン止めとする。 ピンの本数 605 $\times$ 910 板は 11 本/ m^2 910 $\times$ 1820 板は 9 本/ m^2	

厚み及び施工範囲は図示による。

9章 給排水工事

(1) 共通工事

建物概要及び工事種目

(以下、特記事項で選択する部分について、●印の項目を適用する)

No.		1
区分		
建物名称		浴場
棟数		1
延べ面積 (㎡)		450.00
構造・階数		RC-1
工事区分		改修
構造体分類		-
工 事 種 目	給汽設備	○
	暖房設備	○
	空気調和設備	○
	換気設備	○
	排煙設備	○
	自動制御設備	○
	衛生器具設備	○
	給水設備	●
	排水通気設備	●
	給湯設備	○
	ろ過設備	●
	消火設備	○
	給油設備	○
	ガス設備	○
	医療ガス設備	○
	昇降設備	○
	燃料設備	○
	撤去工事	●

ア 配管工事

配管材料の区分

配管名	呼び径	施工区分	使用鋼材	接合方法
給水配管	25-50	1	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管(VA)	ねじ
		2	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管(VD)	
温水配管 バランス配管	80、100	2	水道用耐熱性塩化ビニルライニング鋼管(HVA)	ねじ
排水配管	100	2	硬質ポリ塩化ビニル管(VP)	接着剤塗 布差込

注：1 施工区分欄の数字は、以下の通りとする。

- 1：屋内配管（機械室・便所含む）
- 2：屋内地中配管（機械室・便所含む）
- 3：屋外配管（架空・暗渠内・共同溝内）
- 4：地中配管

2 上記以外は、標準仕様書の当該事項による。

(2) ろ過循環設備

ア 浴場浴槽改修により既設循環配管の一部を更新する。

イ 循環送り配管は循環吐出金具へ上り勾配とし、返り配管は循環吸込金具から下り勾配とする。

ウ 管材は下記とする。

耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K 140 SGP-HVA

継手 JWWA K 141

エ その他公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）の第2編第2章第5節2.5.1、2.5.3及び第6節2.6.3による。

オ 埋設配管は防錆工事（ペトロラタムテープ1/2重ね2回巻）を行う。

カ 循環金具は下記による。

公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）の第5編第1章第7節排水金具の1.7.6排水金具に準ずる。

(3) 撤去工事

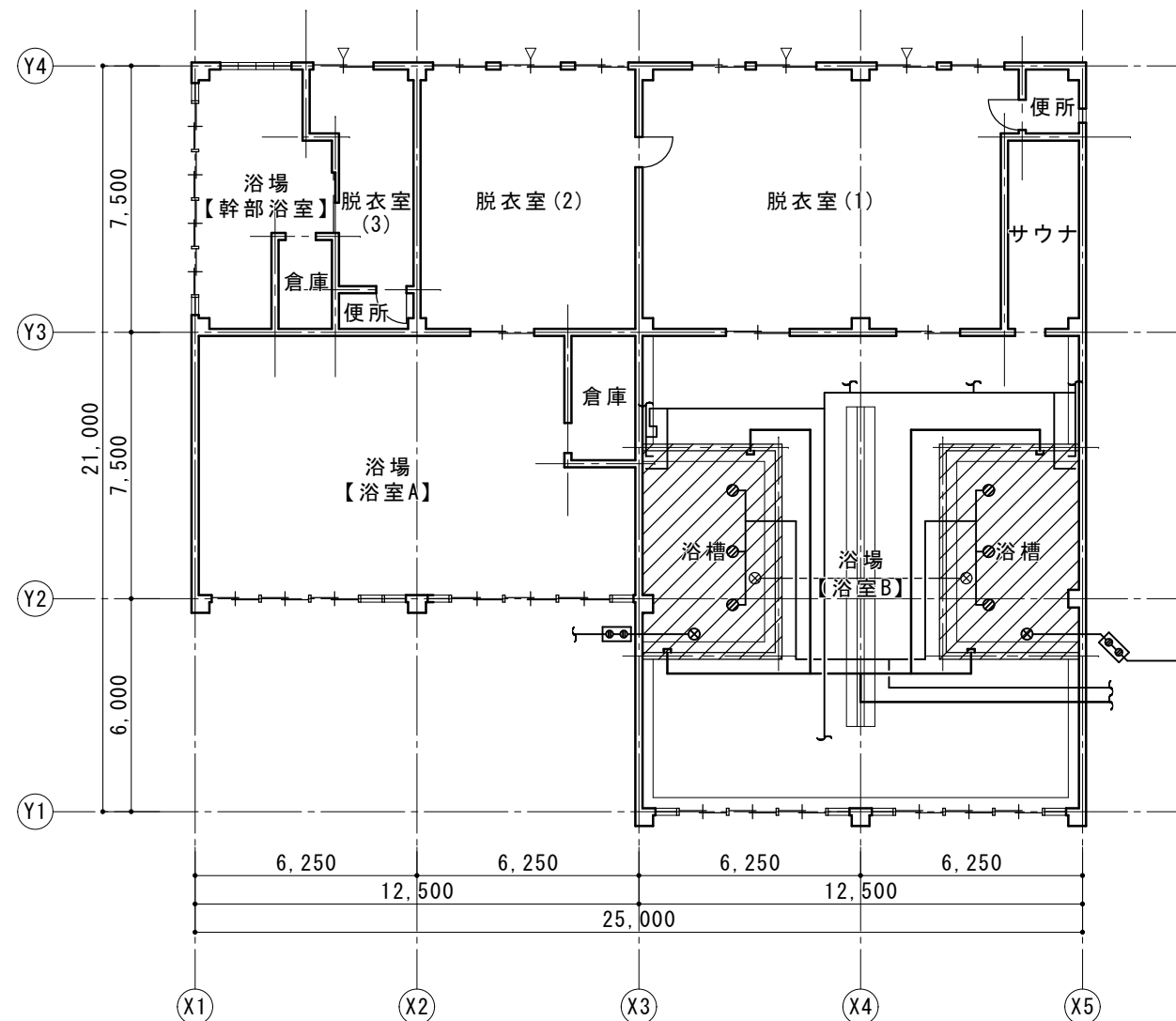
ア 図示の配管及び機器等を撤去要綱のとおり撤去すること。

イ 配管、ダクト等の保温材や機器等のプラスチック等の構成部品は分離取外しの上、産業廃棄物として場外処分する。

大久保（6）243号浴場改修工事

A-00	表紙・図面リスト	NON		
A-01	案内図・配置図	図示		
A-02	平面図・仕上表	1:200		
A-03	浴槽詳細図（改修前）	1:50		
A-04	浴槽詳細図（改修後）	1:50		
M-01	機械設備 改修前平面図	1:50		
M-02	機械設備 改修後平面図	1:50		

			工 事	大久保（6）243号 浴場改修工事				図 面	A-00
受注者名	株式会社 三輝設計事務所		図 面	表紙・図面リスト				縮 尺	
業務完了年月日	令和 6 年 12 月 20 日			NON					
管理技術者	技 術 者	製 図	業務隊長	管理科長	営繕班長	ボイラー係長	ボイラー係	管 財	担 当
中辻慎人	野口由香 佐々木龍二	野口由香 佐々木龍二	陸上自衛隊大久保駐屯地業務隊管理科					令和6年12月20日	



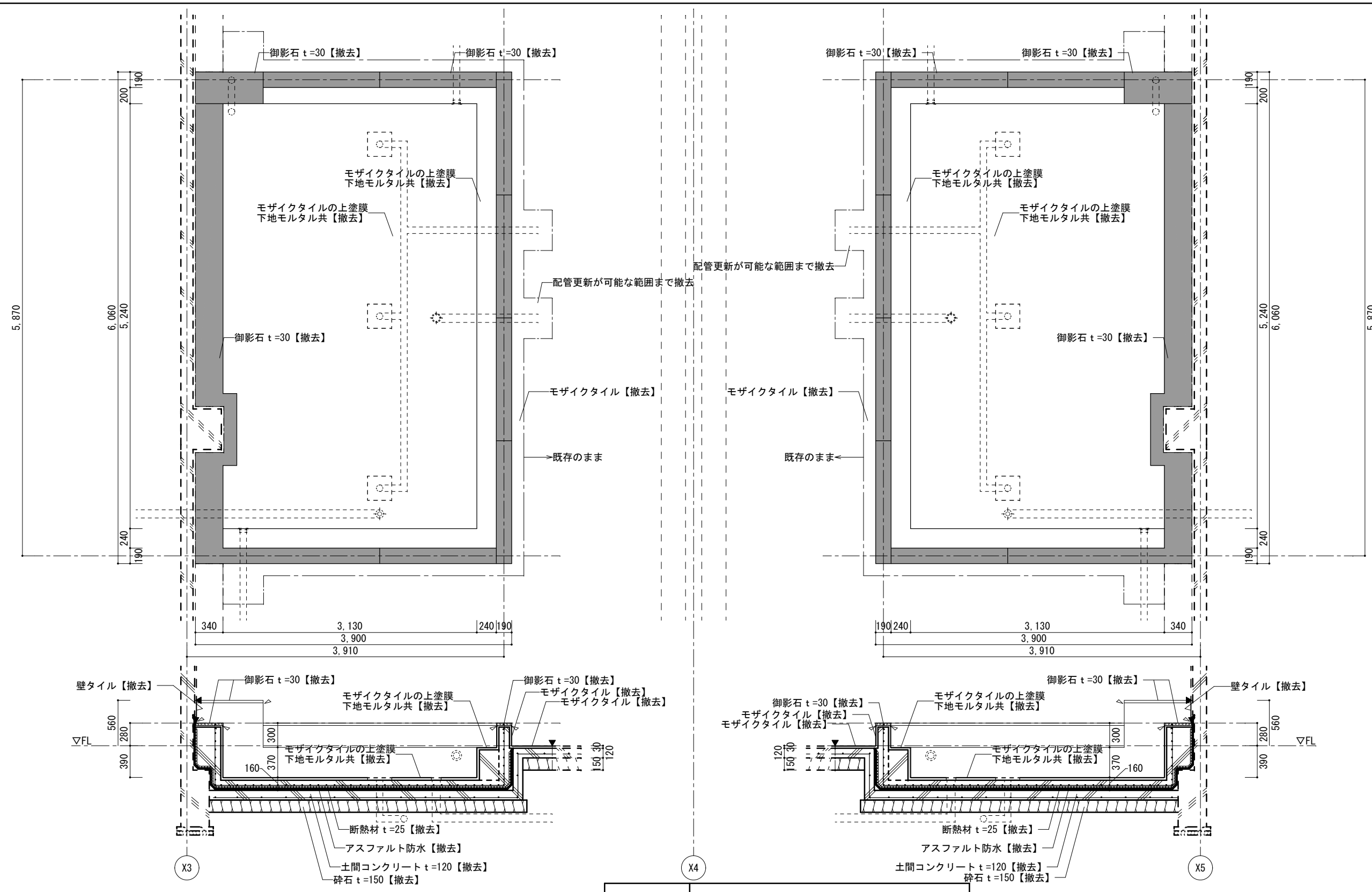
▽ : 出入口
/ : 改修対象

平面図 1:200

【浴室B仕上表】

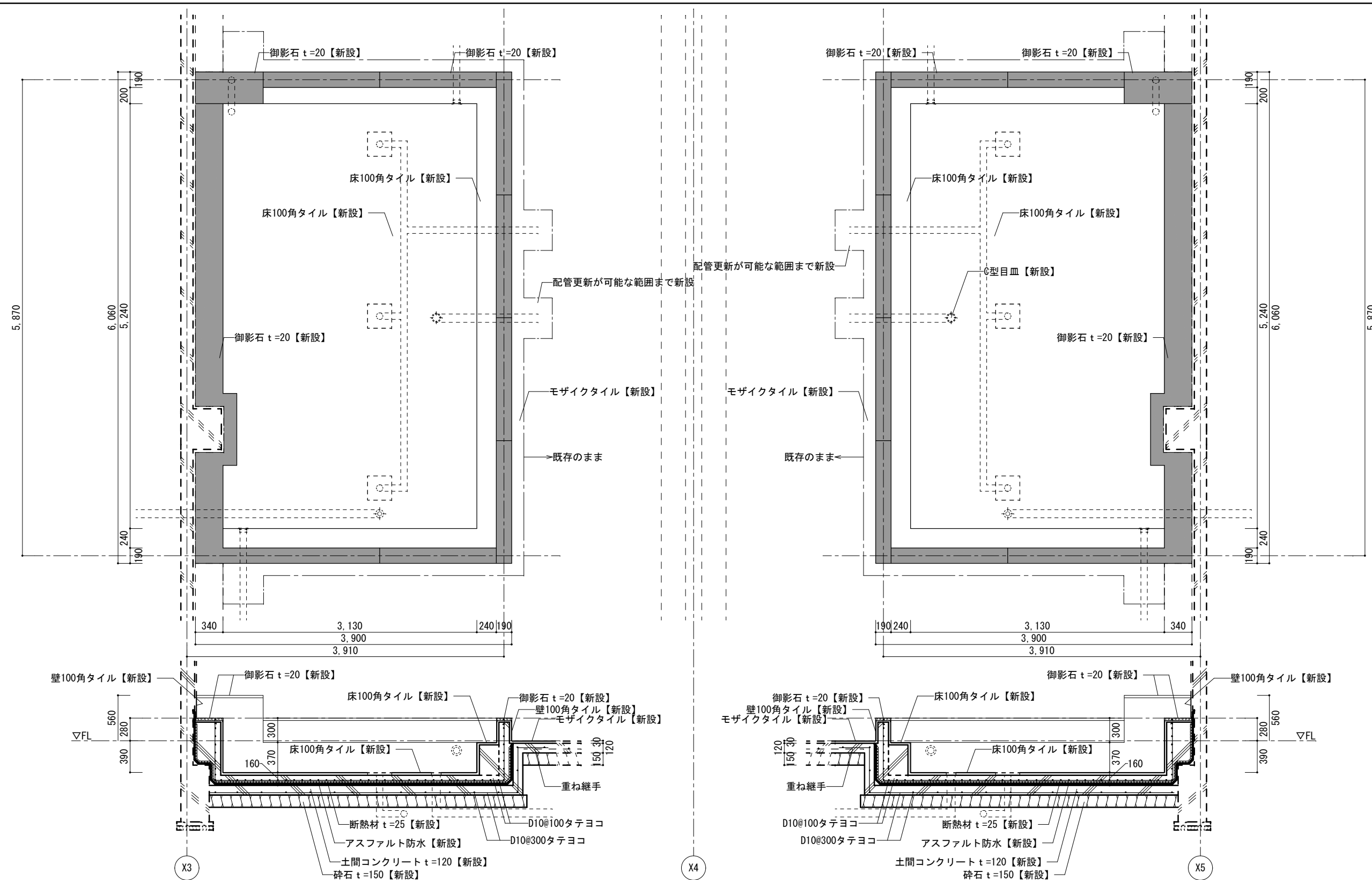
	床	巾 木	腰 壁	壁	天 井	浴 槽
改修前	改修対象外	—	改修対象外	改修対象外	改修対象外	・土間コンクリート【撤去】 ・アスファルト防水層【撤去】 ・保護コンクリート【撤去】 ・断熱材t=25【撤去】 ・モザイクタイルの上、塗膜【撤去】 ・壁100角タイル【撤去】 ・御影石t=30【撤去】
改修後	改修対象外	—	改修対象外	改修対象外	改修対象外	・土間コンクリート【新設】 ・アスファルト防水層 E-1【新設】 ・保護コンクリート【新設】 ・断熱材t=25【新設】 ・モザイクタイル【新設】 ・床・壁100角タイル【新設】 ・御影石t=20【新設】

受注者名	株式会社 三輝設計事務所					
業務完了年月日	令和 6 年 12 月 20 日		工 事	大久保（6）243号 浴場改修工事	図 面	A-02
管理技術者	技 術 者	製 図	図 面	平面図・仕上表	縮 尺	
中辻慎人	野口由香	野口由香	陸上自衛隊大久保駐屯地業務隊管理科		1 : 2 0 0	
					令和6年12月20日	

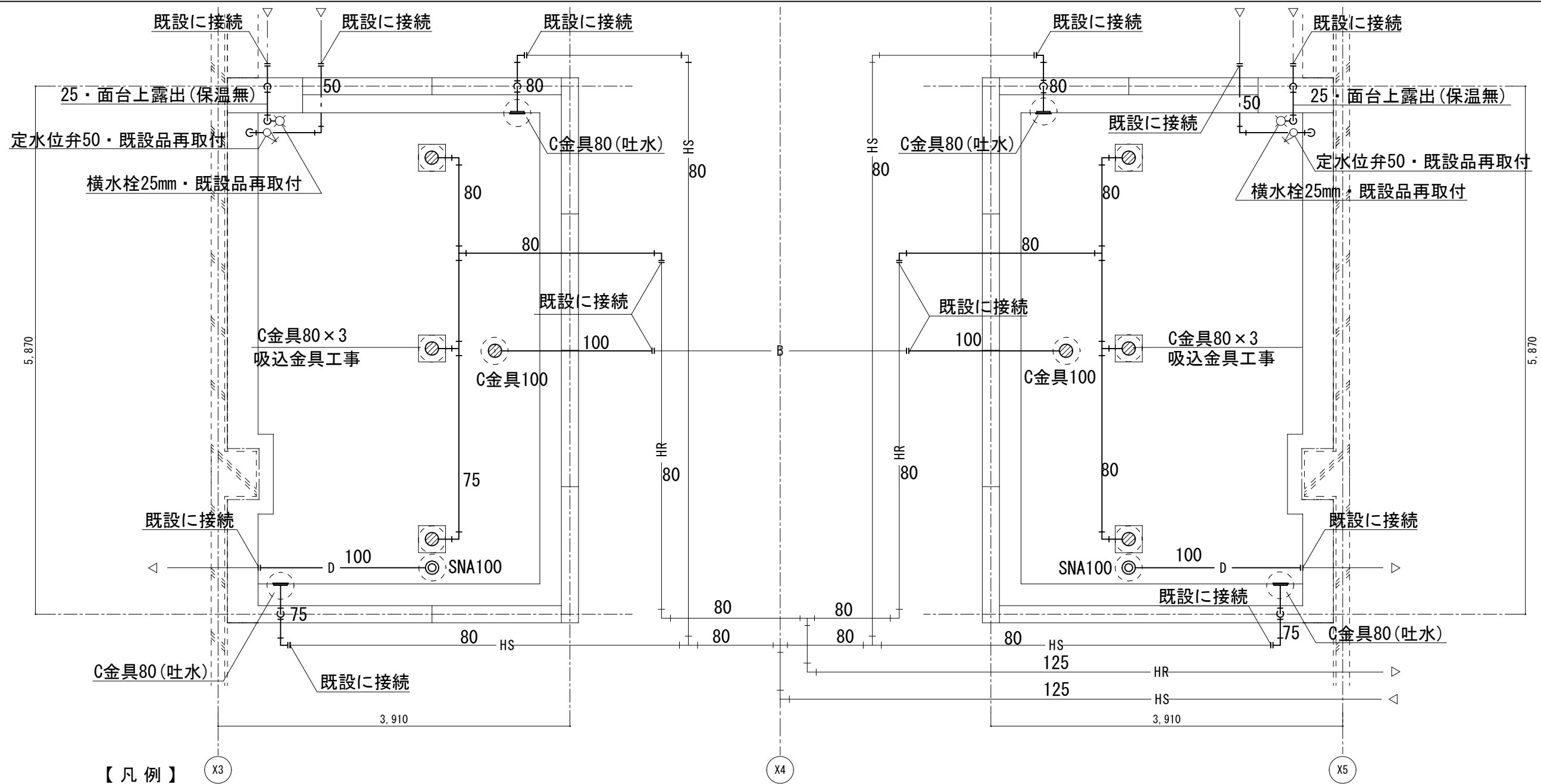


- 凡例
- △ シーリング【撤去】
 - ▼ カッター入れ
 - カッター入れ

受注者名	株式会社 三輝設計事務所						
業務完了年月日		令和 6 年 12 月 20 日		工 事	大久保（6）243号 浴場改修工事	図 面	A-03
管理技術者	技 術 者		製 図	図 面	浴槽詳細図(改修前)	縮 尺	
						1 : 5 0	
中 辻 慎 人	野 口 由 香		野 口 由 香	陸上自衛隊大久保駐屯地業務隊管理科		令和6年12月20日	



受注者名	株式会社 三輝設計事務所						
業務完了年月日		令和 6 年 12 月 20 日		工 事	大久保（6）243号 浴場改修工事	図 面	A-04
管理技術者	技 術 者		製 図	図 面	浴槽詳細図(改修後)	縮 尺	
						1 : 5 0	
中辻慎人	野口由香		野口由香	陸上自衛隊大久保駐屯地業務隊管理科		令和6年12月20日	



【凡例】

記 号	名 称	摘 要
—— - ——	給水管	屋内一般：VA 埋設：VD
—— D ——	排水管	VP (JIS K 6741)
—— HS ——	温水管 (送り)	HVA 埋設管はペトロラタムテープ巻とする
—— HR ——	温水管 (返り)	同上
—— B ——	バランス管	同上
—— 細線 ——	既設管	既設のまま
・太線表示は、特記無き限りすべて新設とする。		
・循環金具、排水金具は全て防水皿付金具とする。		

受注者名	株式会社 三輝設計事務所		工 事	大久保（6）243号 浴場改修工事	図 面	M-02
業務完了年月日	令和 6 年 12 月 20 日		図 面	機械設備 改修後平面図	縮 尺	
管理技術者	技 術 者	製 図	陸上自衛隊大久保駐屯地業務隊管理科		1 : 5 0	
中辻 慎人	佐々木 龍二	佐々木 龍二			令和6年12月20日	

入札書

分任契約担当官
陸上自衛隊大久保駐屯地
第397会計隊長 八木 健作 殿

令和7年2月6日

(住所)

(会社名)

(氏 名)

$$\mathbb{Y}$$

履行期限 令和 7 年 3 月 31 日

履行場所 陸上自衛隊大久保駐屯地

下記のとおり入札致します。

なお、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。

[illegible]

市場価格調査書

令和 年 月 日

(住 所)

(会社名)

(氏 名)

名 称	規 格	単位	数量	単 価	金 額(税抜)	備 考
大久保(6)243号浴場 改修工事	仕様書のとおり	ST	1			
工事費内訳明細書のとおり						

【市場価格調査書の提出要領】

- 提出期限:令和7年1月24日(金)17時00分まで
- 提出方法:FAX送信
- その他
 - 調査価格は消費税抜き価格です。
 - この市場価格調査にかかる工事費内訳明細書の添付をお願いします。

【担当部署】

陸上自衛隊大久保駐屯地 第397会計隊 担当:大久保

TEL:0774-44-0001(内線365) FAX:0774-44-0001(直通)